

# 総務文教常任委員会

令和3年12月13日(月)  
午前10時～  
全員協議会室

## 1 開議

## 2 議案審査

### 市長公室

(1) 第10号議案 亀岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(2) 第1号議案 令和3年度亀岡市一般会計補正予算(第6号)

<説明～質疑>

### 生涯学習部

(1) 第20号議案 令和3年度ガレリアかめおか長寿命化改修工事(建築)請負契約の変更について

<説明～質疑>

(2) 第1号議案 令和3年度亀岡市一般会計補正予算(第6号)

<説明～質疑>

(3) 第11号議案 亀岡市社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

<説明～質疑>

### 総務部

(1) 第1号議案 令和3年度亀岡市一般会計補正予算(第6号)

<説明～質疑>

(2) 第12号議案 亀岡市庁舎使用料条例の一部を改正する条例の制定について

<説明～質疑>

### 会計管理室

(1) 第8号議案 令和3年度亀岡市東別院財産区特別会計補正予算(第1号)

<説明～質疑>

(2) 第9号議案 令和3年度亀岡市畑野財産区特別会計補正予算(第1号)

<説明～質疑>

### 教育部

(1) 第1号議案 令和3年度亀岡市一般会計補正予算(第6号)

<説明～質疑>

(裏面あり)

(昼休憩)

### 3 討論～採決

### 4 行政報告

- (1) 亀岡市ブランドシンボルロゴについて(市長公室)
- (2) 亀岡市における文化施設のあり方を考える懇話会について(政策企画部)
- (3) 第11次亀岡市交通安全計画について(総務部)
- (4) トイレトレーラー配備に向けたクラウドファンディングの実施について(総務部)
- (5) 良好な避難所環境の確保・管理計画の策定について(総務部)
- (6) 学校規模適正化の取組について(教育部)

### 5 陳情・要望について

- (1) ウイグル等の人権問題に対し国に調査を求める意見書採択のお願い  
ウイグルの人権問題に対し国に調査を求める意見書採択のお願い  
(別紙1)

### 6 その他

- ・議会だよりの掲載事項について
- ・次回の日程等について

令和3年12月13日

# 総務文教常任委員会

---

【 提出資料 】

総務部

## 開かれたアトリエの使用規則について（概要）

## 1 開かれたアトリエ使用規則について

## (1) 趣旨（第1条）

SDGsの取組の拠点である開かれたアトリエについて、コワーキングスペースやアート展示、地域情報発信等の多機能を持たせながら、多くの人が出会い、イノベーションが創発される拠点として、今後、より幅広い分野での利用に対応するため、当該施設の使用等に関し必要な事項を規則において定めます。

## (2) 使用することができる時間等（第2条・第3条）

時間	許可申請
午前9時～午後10時	午後6時から午後10時までの間に開かれたアトリエを使用する場合は、使用許可申請書を提出し、市長の許可を受けなければならない。

※1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日は、開かれたアトリエの休業日とし、使用することができない日とする。

## (3) 許可の基準等（第4条）

使用許可については、市役所の業務又は来庁者に支障がないこと等一定の基準を設け、その基準に適合する場合に限り使用を許可します。

## (4) 減免・還付（第8条・第9条）

庁舎使用料条例に規定している使用料の減免及び還付する額に関して必要な事項を定めます。

## (5) 遵守事項（第11条・第12条）

開かれたアトリエの使用にあたり、使用者及び入場者に対して遵守事項を設け、適切な運用を行います。

## (6) 冷暖房の実施期間（第14条）

冷房期間 6月20日から9月20日まで

暖房期間 1月1日から3月31日まで及び12月1日から12月31日まで

※市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

## 2 施行期日 この規則は、令和4年4月1日から施行予定

## 「第11次亀岡市交通安全計画」の策定について

## 1 法的な位置付け

## 交通安全対策基本法

第4条 地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該区域の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

第26条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成するよう努めるものとする。

## 2 計画概要及び策定主旨

交通事故の防止は、当市をはじめ、国、府、関係機関、団体のみならず、市民一人一人が交通安全の大切さを絶えず認識しながら取り組まなければならない重要な問題であります。

平成24年に篠町の通学路で登校中の児童らを巻き込んだ悲惨な交通事故が発生しており、この悲劇を繰り返さないという想いを市民と共有し、将来を見据えた、持続可能な交通安全対策を進めていく必要があることから、人命尊重理念の下に、昭和50年に制定された「交通安全都市」宣言の精神を改めて認識し、セーフコミュニティの推進等を通じて、死傷者数及び事故そのものの一層の減少に取り組むとともに、国・府の交通安全計画及び「第5次亀岡市総合計画」などを考慮し、陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として定めます。

### 3 計画期間

令和3年度から7年度までの5年間

### 4 実施主体

亀岡市交通安全対策会議

- 国土交通省近畿地方整備局 京都国道事務所
- 近畿運輸局京都運輸支局
- 園部労働基準監督署
- 京都府南丹広域振興局
- 京都府亀岡警察署
- 京都中部広域消防組合
- 亀岡市
- 亀岡市教育委員会

## 5 計画策定の経過と今後のスケジュール

### 【参考】

国の交通安全計画作成 令和3年3月29日(中央交通安全対策会議)

京都府の交通安全計画作成 令和3年8月27日(京都府交通安全対策会議)

最終京都府決定報告 令和3年9月30日

---

令和3年 9月～10月 計画案に係る関係機関及び庁内関係各部署への照会

11月17日 亀岡市交通安全対策会議幹事会の開催

---

### 今後のスケジュール

12月17日(予定) パブリックコメント制度による計画案への市民意見募集  
(令和4年1月14日まで)

令和4年2月上旬 亀岡市交通安全対策会議 開催(予定)

2月 計画策定

## 第11次亀岡市交通安全計画（案）の概要

～交通事故のない安全・安心のまちづくりを目指して～

### I まえがき

人命尊重の理念の下に、セーフコミュニティの推進等を通じて、死傷者数及び事故そのものの一層の減少に積極的に取り組み、交通事故のない安全・安心の亀岡市の実現に向けて、交通安全対策を一層強力に推進する必要があることから、国・府の「交通安全計画」及び「第5次亀岡市総合計画」などを考慮し、令和3年度から7年度までの5年間の陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として「第11次亀岡市交通安全計画」を定める。

### II 計画期間

令和3年度～令和7年度までの5年間

### III 計画の基本的考え方（計画案 P1～P4）

- 交通事故のない安全で安心して暮らせる亀岡市の実現に向けて、人命尊重の理念に基づき、究極的には交通事故のない社会を目指し、また、交通事故被害者の存在に思いを致し、交通事故を起こさないという誓いの下、悲慘な交通事故の根絶を図る。
- 「人優先」の交通安全思想を基本とした施策を推進していくことが重要である。
- 高齢化が進展しても安全に移動ができる社会の構築を目指していく。
- 「人間」「交通機関」「交通環境」の三要素について、それら相互の関連を考慮しながら、交通事故の科学的な調査・分析や政策評価を充実させ、可能な限り施策に成果目標を設定し、市民の理解と協力の下、強力に推進する。
- これからの計画期間においては、特に人手不足への対応、先進技術導入への対応、安全要請が高まる中での交通安全や、新型コロナウイルス感染症による市民の交通公道への影響等の事項に注視する必要がある。
- 交通安全の確保に資する先進技術の積極的活用や情報の普及活動を推進する。
- 交通事故が発生した場合に、負傷者の救命を図り、また、その被害を最小限に抑えるため、迅速な救助・救急活動の充実、負傷者の治療の充実を図るとともに、被害者支援の充実を図る。
- 亀岡市が行う交通の安全に関する施策の計画段階から市民が参加できる仕組みづくり、市民が主体的に行う交通安全総点検、地域の特性に応じて行う交通安全活動等により、参加・協働型の交通安全運動を推進する。
- 地域の交通実態に応じて、少ない予算で最大限の効果をあげることができるような対策に集中して取り組み、交通の安全に関する施策を相互に、有機的に連携させ、総合的かつ効果的に実施する。
- 市民の日常生活を支え、一たび交通事故等が発生した場合には大きな被害となる公共交通機関等の一層の安全を確保する。

#### IV 道路交通の安全 (P5~P57)

##### 1 道路交通事故のない亀岡市を目指して (P5)

- 人優先の交通安全思想の下、歩行者の安全確保を図るとともに、歩行者に対しては、安全な歩行・横断方法や、夜間の歩行時における反射材着用の有効性を理解させることが重要である。
- 本市の実情に即した、最も効果的な施策の組合せを行うべきであり、また、本市の安全性を総合的に高めていくためには、交通安全対策を防犯や防災と併せて一体的に推進していくことが有効かつ重要である。
- 国、府、市、警察、関係機関、団体、交通ボランティア等のほか、学校、家庭、職場、企業等それぞれが責任を持ちつつ役割分担しながらその連携を強化し、また、市民が、主体的な形で積極的に参加し、交通安全総点検や交通安全活動等に、参加・協働していくことが有効である。
- 交通事故被害者等は、交通事故の悲惨さを我が身をもって経験し、理解していることから、交通事故被害者等の参加や協働は重要である。

##### 2 道路交通事故の現状と今後の見通し (P6~P9)

- (1) 市内における道路交通事故の発生件数は、平成19年の678件をピークに減少の一途をたどり、令和2年には過去最少の118件となった。また、負傷者数についても、昭和45年の960人をピークに変動はあるものの、令和2年には過去最少の142人となり、昭和45年の約1.5割にまで減少した。

交通事故による死者数は、昭和46年には最高の16人を数え、その後、増減を繰り返しながら、令和元年には0人となり、第10次亀岡市交通安全計画を掲げた「平成32年までに年間の交通事故死傷者数を357人以下」とする目標を達成することが出来た。

- (2) 交通死亡事故の発生状況を見ると全交通事故死者数に占める65歳以上の高齢者の交通事故死者数の割合は、高水準で推移しながらも、数は増減を繰り返しながら減少傾向にある。

また、近年では、全交通事故に占める自転車事故の割合が約15.3%を占めていることもその特徴の一つとして挙げられ、これは、自転車利用者の交通ルール無視(知識不足)や交通マナー、安全意識の欠如等によるものと考えられる。

- (3) 本市においては、高齢者人口の増加とともに、自転車交通環境の整備やエコロジー意識の高まり等による自転車利用者の増加が予想されるため、高齢者の事故や自転車乗車中の事故の発生が懸念される。

##### 3 交通安全計画における目標 (P9)

- ①「交通事故による年間の24時間死者数を令和7年までに限りなくゼロに近づける。」
- ②「令和7年までに年間の重傷者数を令和2年の21人より減らす。」

##### 4 交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき事項 (P10~P12)

###### (1) 高齢者及び子どもの安全確保

- ①交通事故死者に占める高齢者の割合が高水準で推移していること、社会では、今後も

一層高齢化が進行すると予想されることなどから、高齢者が安心して外出したり安全に移動したりできる交通社会の形成が必要である。このため、高齢者が主として歩行及び自転車等を交通手段として利用する場合と、自動車を運転する場合の相違に着目し、それぞれの交通行動に応じた対策を構築すべきである。

- ②子どもを交通事故から守るため、通学路等において、歩道等の歩行空間の確保を積極的に推進するとともに、子どもが自ら安全行動と危険回避行動を取ることができる能力を身につけさせる交通安全教育を行う必要がある。

## (2) 歩行者及び自転車の安全確保

- ①安全で安心な社会の実現を図るためには、歩行者の安全を確保することが必要不可欠であり、特に、高齢者や子どもにとって身近な道路における安全性を高めることがより一層求められている。
- ②自転車については、自動車等に衝突された場合には被害者となる一方で、歩行者等に衝突した場合には加害者となるため、それぞれの対策を講じる必要がある。また、自転車利用者は、自転車の交通ルールに関する理解が不十分なことも背景として、ルールやマナーに違反する行動が多いため、交通安全教育等の充実を図る必要がある。

## (3) 生活道路における安全確保

生活道路を対象とした自動車の速度抑制を図るための道路交通環境の整備、交通指導取締りの強化、安全な走行方法の普及等の対策を講じるとともに、幹線道路を走行すべき自動車の生活道路への流入を防止するため、幹線道路における交通安全対策及び交通流の円滑化を推進するなど、生活道路における交通の安全を確保するための総合的な対策を一層推進する必要がある。

## (4) 先進技術の活用推進

交通事故が減少している要因の一つとして、先進技術の活用・普及が考えられる。今後も運転者の危険認知の遅れや運転操作の誤りによる交通事故を未然に防止するための安全運転を支援するシステムの更なる発展や普及、先進技術の活用により、安全の確保を実現していく必要がある。

## (5) 交通事故実態等を踏まえたきめ細やかな対策の推進

今後、さらに交通事故の総量を減少させるために、地理情報（GIS）に基づく交通事故分析システムの活用やETC2.0から得られたビッグデータ等のマイクロ分析を行うなど、様々なリスク行動を分析し、対策に活かすための方策を具現化する必要がある。

## (6) 地域ぐるみの交通安全対策の推進

新聞やインターネット等の各種広報媒体を通じて、交通事故の実態をタイムリーかつ正確に周知する必要がある。また、地域住民の交通安全対策に関する意識をより一層高めるとともに、地域における安全・安心な交通社会の形成に向けて、自らの問題として積極的な参加を求めるなど、地域住民の安全意識の醸成を図る必要がある。

# 5 講じようとする施策（P13～P57）

## (1) 道路交通環境の整備（P13～P28）

- ・生活道路等における人に優しい安全・安心な歩行空間の整備
- ・幹線道路等における交通安全対策の推進
- ・交通安全施設等の整備事業の推進
- ・高齢者等の移動手段の確保・充実
- ・歩行者空間のユニバーサルデザイン化
- ・無電柱化の推進
- ・効果的な交通規制の推進

- ・自転車利用環境の総合的整備
  - ・高度道路交通システムの活用
  - ・交通需要マネジメントの推進
  - ・災害に備えた道路交通環境の整備
  - ・総合的な駐車対策の推進
  - ・道路交通情報の充実
  - ・交通安全に寄与する道路交通環境の整備
- (2) 交通安全思想の普及徹底 (P28～P40)
- ・セーフコミュニティの取組の推進
  - ・効果的な交通安全教育の推進
  - ・交通安全に関する普及啓発活動の推進
  - ・交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
  - ・地域における交通安全活動への参加・協働の推進
- (3) 安全運転の確保 (P40～P45)
- ・運転者教育等の充実
  - ・安全運転管理の推進
  - ・事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
  - ・交通労働災害の防止等
  - ・道路交通に関連する情報の充実
- (4) 車両の安全性の確保 (P45～P48)
- ・先進安全自動車の普及促進
  - ・自動運転車の安全対策・活用の推進
  - ・自動車の検査及び点検整備の充実
  - ・自転車の安全性の確保
- (5) 道路交通秩序の維持 (P48～P51)
- ・交通の指導取締りの強化等
  - ・交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進
  - ・暴走族等対策の推進
- (6) 救助・救急活動の充実 (P51～P55)
- ・救助・救急体制の整備
  - ・救急医療体制の整備
  - ・救急関係機関の協力関係の確保等
- (7) 被害者支援の充実と推進 (P55～P57)
- ・自動車損害賠償保障制度の充実等
  - ・損害賠償の請求についての援助等
  - ・交通事故被害者等支援の充実強化

## V 踏切道における交通の安全 (P58～P59)

### 1 踏切事故のない社会を目指して (P58)

近年、本市において踏切事故は、発生していない状況にあり、これは踏切道の改良

等の安全対策の積極的な推進によるところが大きいと考えられる。踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、市民の理解と協力の下、諸施策を総合的かつ積極的に推進し、踏切事故のない社会を目指す。

## 2 踏切道における交通の安全についての対策（P58～P59）

### (1) 今後の踏切道における交通安全対策を考える視点

踏切事故は、一たび発生すると多数の死傷者が生ずるなど重大な結果をもたらすものであるが、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制、統廃合等の対策を実施すべき踏切道がなお残されている現状にある。それぞれの踏切の状況等に応じた、より効果的な対策を総合的かつ積極的に推進する必要がある。

### (2) 講じようとする施策

- ・踏切道の構造の改良促進
- ・踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
- ・踏切道の統廃合の促進
- ・その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置

## トイレトレーラー導入に係るクラウドファンディングの実施について

市長公室・総務部

本市政策のPR及び寄附支援の呼び掛けを行い、関連事業の財源確保を図るため、クラウドファンディング企画を活用します。本事業は「ふるさと納税型クラウドファンディング」となっており、寄附者は限度内で税控除を受けられるほか、亀岡市在住者についても寄附をすることが可能です。

※クラウドファンディング：寄附金の用途をプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した方（個人・企業）から寄附を募る仕組み。

### 1 クラウドファンディング企画内容

プロジェクト	トイレトレーラー（けん引式移動トイレ）の導入
概要	被災者に清潔・快適なトイレを提供し、災害時のトイレ不足問題を解消するため、トイレトレーラーを導入するとともに、災害派遣トイレネットワーク「みんな元気になるトイレ」に参加し、災害派遣トイレネットワークによる相互支援に参画する。
募集期間	令和3年12月から令和4年2月まで（予定）
目標金額	6,000,000円 ※目標金額に達しなかった場合も、プロジェクトは成立とする。 ※目標金額を超えた場合は、次点の目標金額を設定できる。
寄附金の用途	トイレトレーラー購入等の経費に充当
返礼品等	・寄附金額に応じて、トレーラーの背面に寄附者氏名を印字する。 ・寄附者全員に「記念品」としてステッカーを送付する。
運営者	READYFOR（レディフォー）株式会社

### 2 今後の流れ

- |           |          |
|-----------|----------|
| ①プロジェクト開始 | 12月中旬    |
| ②プロジェクト終了 | 2月中旬（予定） |
| ③トレーラー納車  | 3月末（予定）  |

「良好な避難所環境の確保・管理計画」の策定について  
～トイレトレーラーの設置・運営等～

令和3年12月  
総務部自治防災課

現在、災害時における救援物資の確保や避難所の環境整備に関する基本方針を示す『亀岡市良好な避難所環境の確保・管理計画』の策定を進めています。

その中で、令和3年9月議会で予算を御承認いただいたトイレトレーラーを含む避難所におけるトイレの確保・管理の考え方について検討・整理しましたので報告します。

1. 避難所におけるトイレの設置基準及び設置状況

1) 現行の設置基準

- 避難者約100人当たりトイレ1基(地域防災計画に規定)

2) 新たな設置基準

- 阪神・淡路大震災時に避難者約75人に1基で苦情が殆どなくなったとの報告がなされており、これを元に設置基準を避難者約75人当たりトイレ1基に改定

3) 現在の設置状況

- 避難所ごとの最大収容人数に基づくトイレの必要数と既設数は別表のとおりであり必要数を充足

4) 補完的措置

- 既設トイレの不足や使用不能が見込まれる場合には、各避難所の状況に応じて、屋外に「マンホールトイレ」又は「仮設トイレ」を設置

マンホールトイレの特徴

- ① 予め避難所の屋外にマンホールトイレ専用のマンホールを整備。使用時には、その上に簡易テントと専用便座を設置
- ② 現在、川東学園のグラウンドに6基を整備
- ③ 洗浄水の確保が必要なため、学校のプール改修などに合わせて避難所ごとに必要性を検討

仮設トイレの特徴

- ① 避難生活が長期化する場合などにレンタルで設備を調達
- ② 大規模災害時に備え、事前に対処事業者と協定を締結するなどの準備が必要

## 2. 避難所の既設トイレが被災した場合の対策

- 断水、停電、給水管・下水道・浄化槽・し尿処理施設等の破損、大雨・洪水等による設備の浸水などにより避難所の既設トイレが利用できなくなった場合には、簡易トイレにより対応

### 簡易トイレ・便袋の特徴

- ① 屋内に簡易トイレを設置し使用時に便袋を装着
- ② 現在、簡易トイレ 295 基、便袋 38,000 袋を備蓄
  - ➔ 最大避難者数 19,000 人を想定すると、避難者 65 人当たり 1 基、1 人 2 回分を確保
  - ➔ 府市共同備蓄に基づき、京都府から簡易トイレ 95 基、便袋 19,000 袋を調達すれば、避難者約 50 人当たり 1 基、1 人 3 回分が確保可能
- ③ 避難所で即時に活用できるように、各地域の備蓄倉庫等に分散して備蓄

## 3. 野外の車中泊避難場所等における対策

- 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた「分散避難」、避難者のプライバシーの確保やペット同伴などを理由として、避難所に行かず野外の自家用車やテントなどで避難するケースが増加
  - ➔ 車中泊避難場所の確保  
市として、吉川町野水駐車場など数箇所程度の車中泊避難場所の確保を計画
- 野外の車中泊避難場所をはじめ、大型マンション等において停電や断水によりトイレが使用不能に陥るなどの緊急事態に備え、新たにトイレトレーラーを配置

### トイレトレーラーの特徴

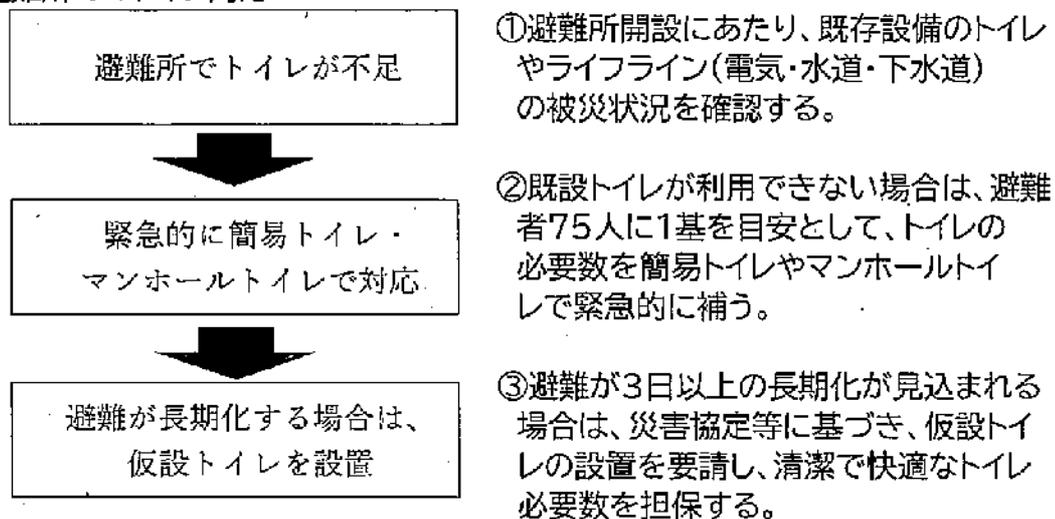
- ① トレーラー内に水洗洋式トイレ 3 基を設置。うち、1 基はバリアフリーで電動リフトを装備。車両重量 2.5 トン。その他装備、清水タンク、汚水タンク、洗面台、太陽光発電、LED 照明、換気扇など
- ② 平常時は吉川町野水駐車場に保管予定。
- ③ 災害時に移動が必要となる場合は、自治防災課所管の公用車でけん引。  
けん引免許は自治防災課職員が順次取得して対応。
- ④ トイレトレーラーが不足する場合は、自治体応援連携により、他自治体にトイレトレーラーの派遣を要請

#### 4. トイレトレーラーによる災害支援

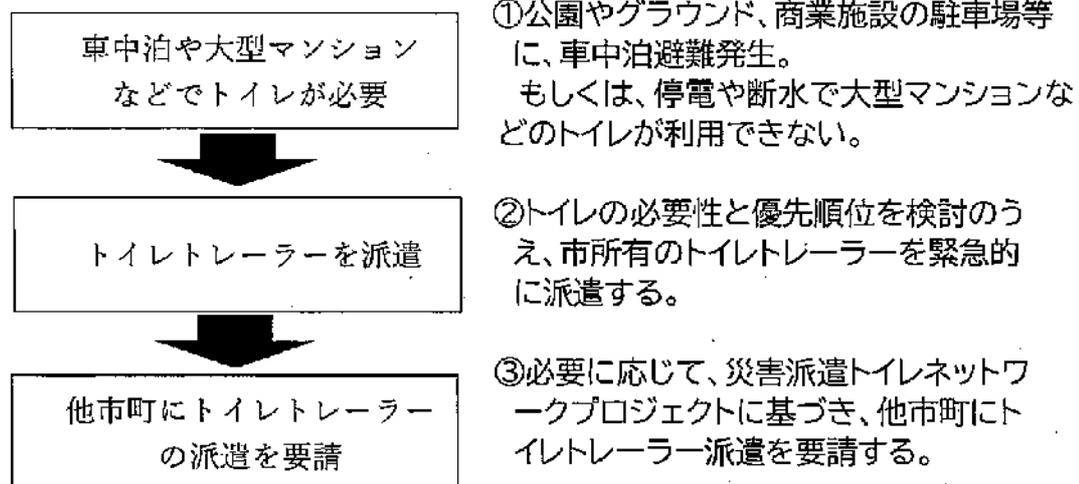
- 災害派遣トイレネットワークプロジェクト「みんな元気になるトイレ」(一般社団法人助け合いジャパン主宰)により、本市での災害発生時に、他自治体からの応援により、衛生的で快適なトイレを確保し、感染症や災害関連死などを防止。
- 他自治体が被災した場合には、トイレトレーラーを被災地支援に活用。

#### 5. まとめ

##### (1) 避難所でのトイレ対応



##### (2) 屋外等でのトイレ対応



**衛生的で快適なトイレを確保し、  
感染症や災害関連死から避難者を守る。**

指定避難所における収容人数とトイレの必要数

避難所名	避難所の面積 [㎡]	一人当たり面積	収容人数	トイレ必要数 (1/75)	既存トイレ数													
					男(小)	男(大)	女	共用	多目的	給養(小)	給養(大)	合計						
1 龜岡中学校(体育館)	2,110	1.65㎡あたり1人	1,278	17	27	12	25											66
2 龜岡小学校(体育館)	1,270	1.65㎡あたり1人	771	11	26	17	33											79
3 城西小学校(体育館)	725	1.65㎡あたり1人	439	6	42	26	46											118
4 ガレリアかめおか	1,411	1.65㎡あたり1人	855	12	44	28	37										14	121
5 龜岡市役所市民ホール	270	1.65㎡あたり1人	163	3	52	40	41										7	140
6 龜岡地区自治会館	175	1.65㎡あたり1人	106	2	6												5	11
7 別院中学校(体育館)	685	1.65㎡あたり1人	415	6	18	9	15											43
8 栗別院小学校(体育館)	892	1.65㎡あたり1人	540	8	13	7	13											34
9 栗別院町公民館	40	1.65㎡あたり1人	24	1	2													4
10 栗別院町ふれあいセンター	383	1.65㎡あたり1人	232	3	5													8
11 西別院小学校(体育館)	509	1.65㎡あたり1人	308	5	29	11	19											58
12 西別院生涯学習センター	183	1.65㎡あたり1人	92	2	2	1	2											5
13 大甘野児童館	98	1.65㎡あたり1人	59	1	4	3	2											9
14 菅我部小学校(体育館)	887	1.65㎡あたり1人	540	8	24	14	23											54
15 菅我部町公民館	551	1.65㎡あたり1人	333	5	5	2	2											10
16 吉川小学校(体育館)	497	1.65㎡あたり1人	301	4	13	7	13											33
17 塩岡運動公園プール管理棟	108	1.65㎡あたり1人	64	1	13	6	14											37
18 塩岡運動公園体育館	3,042	1.65㎡あたり1人	1,843	25	32	15	30											80
19 南桑中学校(体育館)	1,130	1.65㎡あたり1人	683	10	27	17	28											73
20 篠田野小学校(体育館)	805	1.65㎡あたり1人	487	7	30	14	29											73
21 篠田野生涯学習センター	204	1.65㎡あたり1人	123	2	1	1	1											4
22 人達福祉センター	143	1.65㎡あたり1人	86	2	8	4	5											21
23 青根中学校(体育館)	685	1.65㎡あたり1人	415	6	35	15	37											68
24 本橋小学校(体育館)	493	1.65㎡あたり1人	298	4	18	10	17											44
25 ほんめ町ふれあいセンター	266	1.65㎡あたり1人	161	3	2	1	2											5
26 細野小学校(体育館)	880	1.65㎡あたり1人	412	6	22	12	18											52
27 細野町公民館	200	1.65㎡あたり1人	121	2	2	1	2											5
28 青野小学校(体育館)	532	1.65㎡あたり1人	322	5	14	9	17											41
29 龜岡市交遊会館	875	1.65㎡あたり1人	530	7	18	10	16											44
30 栗本橋保育所	203	1.65㎡あたり1人	123	2														17
31 栗本橋町ふれあいセンター(栗本橋児童センター)	203	1.65㎡あたり1人	123	2	2													4
32 大成中学校(体育館)	979	1.65㎡あたり1人	593	8	28	15	31											74
33 大井小学校(体育館)	899	1.65㎡あたり1人	423	6	34	17	29											82
34 大井生涯学習センター	292	1.65㎡あたり1人	176	3	2	1	1											4
35 塩岡市立幼稚園	230	1.65㎡あたり1人	139	2	1	1	3											4
36 千代川小学校(体育館)	700	1.65㎡あたり1人	424	6	45	22	48											118
37 千代川町自治会館	250	1.65㎡あたり1人	151	2	3	1	2											7
38 龜岡川東学園(体育館)	1,685	1.65㎡あたり1人	1,009	14	23	14	25											64
39 馬路生涯学習センター	390	1.65㎡あたり1人	200	3	4	2	2											9
40 馬路文化センター	116	1.65㎡あたり1人	70	1	9	4	8											24
41 旭コミュニティセンター	30	1.65㎡あたり1人	23	1	2													5
42 千歳町自治会館	219	1.65㎡あたり1人	132	2	2													7
43 さくら公園(体育館)	1,418	1.65㎡あたり1人	860	12	8	3	7											19
44 河原林生涯学習センター	184	1.65㎡あたり1人	111	2	2	1	2											6
45 保津小学校(体育館)	700	1.65㎡あたり1人	424	6	12	10	15											37
46 保津町公民館	216	1.65㎡あたり1人	130	2	6													12
47 保津文化センター	128	1.65㎡あたり1人	77	1	6	4	4											15
48 東藤中学校(体育館)	1,017	1.65㎡あたり1人	618	9	39	22	37											101
49 野添中学校(体育館)	981	1.65㎡あたり1人	594	8	29	21	37											87
50 安芸小学校(体育館)	1,288	1.65㎡あたり1人	787	11	46	27	52											128
51 群芳小学校(体育館)	737	1.65㎡あたり1人	446	6	38	21	33											92
52 緑公民館(自治会館)	188	1.65㎡あたり1人	101	2	3													7
53 東部文化センター	185	1.65㎡あたり1人	112	2	5	5	7											20
54 東つつじヶ丘ふれあいセンター	224	1.65㎡あたり1人	135	2	2	1	2											6
55 西つつじヶ丘ふれあいセンター	212	1.65㎡あたり1人	128	2	2	1	2											5
56 つつじヶ丘小学校(体育館)	828	1.65㎡あたり1人	501	7	57	31	52											142
57 南つつじヶ丘コミュニティセンター	222	1.65㎡あたり1人	134	2	4	2	4											12
58 南つつじヶ丘小学校(体育館)	910	1.65㎡あたり1人	551	8	45	22	39											108
合計	35,158		21,281	308	885	542	931											2,613

令和3年12月

総務文教常任委員会

【市長公室】

資料

「亀岡市ブランドシンボルロゴ」の制作について

# 「亀岡市ブランドシンボルロゴ」の制作について

2021.12.13

広報プロモーション課

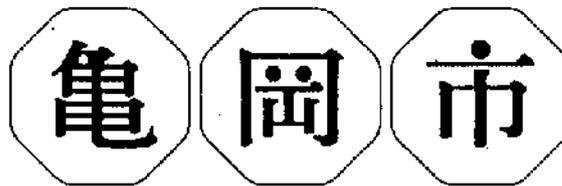
## 1 概要

『亀岡市』の文字「ロゴマーク」については、これまでデザインが統一されておらず、市から発信する印刷物や広報媒体における表記に、様々なフォントやデザインが使用され、視覚的に認知されにくく、亀岡市のイメージの定着に繋がるには至っていない状況でした。

そこで、亀岡市のイメージを明確にしたブランド価値を高めるツールとして、文字によるロゴタイプを定めることとし、シティプロモーションを推進するシンボルとして位置付けるべく『ロゴマーク検討ワーキンググループ』において方向性の検討を重ね、株式会社博報堂のデザイナー西塚克之氏の協力を得て、「亀岡市ブランドシンボルロゴ」を作成し、令和4年1月1日から使用予定です。

## 2 亀岡市ブランドシンボルロゴ

▶和文ロゴタイプ



▶英文ロゴタイプ

KAMEOKA CITY

モチーフは、亀岡市の

・霧 ・水 ・自然/都会 ・新スタジアム ・境界/盆地。

自然と都会、過去と未来、ミクロとマクロが融合する亀岡市。

和文ロゴマークに使用している八角形は、水滴。集まることで亀岡市の名物である霧や川に変化していきます。

また、境界線や盆地。スタジアムの形も意味しており亀岡市の特徴やシンボルを表しています。

八角形モチーフと文字を融合させ亀岡市の特徴を可視化。

これからの亀岡市を象徴するロゴマークとして機能させます。

英文ロゴマークには、和文ロゴマークにも使用している八角形を真ん中の“0”の部分に活用することで亀岡市の特徴を表しています。

### 3 市章の取り扱いについて

昭和30年4月6日の制定以降、市政と市民生活に深く根付いているものです。

今後、シティプロモーションの推進にあたって、コンセプトを明確にし、「広報目的」として使用するにあたってのガイドライン」を設けます。

#### 【コンセプト】

テーマは、“伝統の継承と革新”

市章が表す、

- ・カ・メ・か・め、KA、日本の名所保津峡の頭文字H(H)
- ・図案化した仮名文字「タ」の交叉によって田園都市の発展
- ・逆より見る「16」の白抜象徴文字に全国稀有の16ヶ町村大合併
- ・力強い四隅の踏張りに市民の団結と四方に伸びる大進展

<新たに明確化したコンセプト>

- ・未来に向かって大きく羽ばたく翼
- ・郷土の英雄明智光秀公の兜をイメージさせることで、鋭い視線で時代を読み取る力がデザインされています。

#### 【ビジュアル】

市章色：丹色

亀岡盆地は約200～500年前の地殻変動によってできた盆地で、周囲を山々に囲まれた巨大な湖でした。

この地域を『丹波』と呼ぶのは、この湖が赤い波（丹は赤を意味する）を立てていたからだという説があります。

また、この地域で栽培されている丹波大納言小豆の色としても親しまれ、現在では『あずき色』として広く知られています。

■「丹色（にいろ）」4C：C30%+M100%+Y30%+K60

■PANTONE+CMYK Coated:P85-16C





亀岡市ブランドシンボルロゴ マニュアル (ガイドライン)

亀岡市の素晴らしさ・優しさ・豊かさなどを広く伝えていくため  
「亀岡市ブランドシンボルロゴ」を位置づけました。

本マニュアル（ガイドライン）を参考に幅広くご活用いただき亀岡市の広報、  
PR、マーケティングなどにお役立てください。

<お問い合わせ先>

亀岡市 市長公室

広報プロモーション課 シティプロモーション係

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神 8 番地

TEL : (0771) 25-5003

FAX : (0771) 22-6372

E-mail : [koho@city.kameoka.la.jp](mailto:koho@city.kameoka.la.jp)



和文ロゴマーク

## KAMEOKA CITY

英文ロゴマーク

モチーフは、亀岡市の  
・霧・水・自然/都会・新スタジアム・境界/盆地。

自然と都会、過去と未来、ミクロとマクロが融合する亀岡市。

和文ロゴマークに使用している八角形は、水滴。集まることで亀岡市の名物である霧や川に変化していきます。また、境界線や盆地。スタジアムの形も意味しており亀岡市の特徴やシンボルを表しています。

八角形モチーフと文字を融合させ亀岡市の特徴を可視化。これからの亀岡市を象徴するロゴマークとして機能させます。

英文ロゴマークには和文ロゴマークにも使用している八角形を真ん中の“O”の部分に活用することで亀岡市の特徴を表しています。

和文ロゴバリエーション



亀岡市

4C/1C/特色

亀岡市

1C : K100%



4C : C60%+M40%+Y40%+K100  
※ 下地に4色掛け合わせの模様があった場合  
透過を避けるためにKに上記のCMYを加えて  
ください。



ゴールド or シルバー : 単色での使用を可能とします



左右が15mm以下ロゴ

亀岡市

15mm  
亀岡市

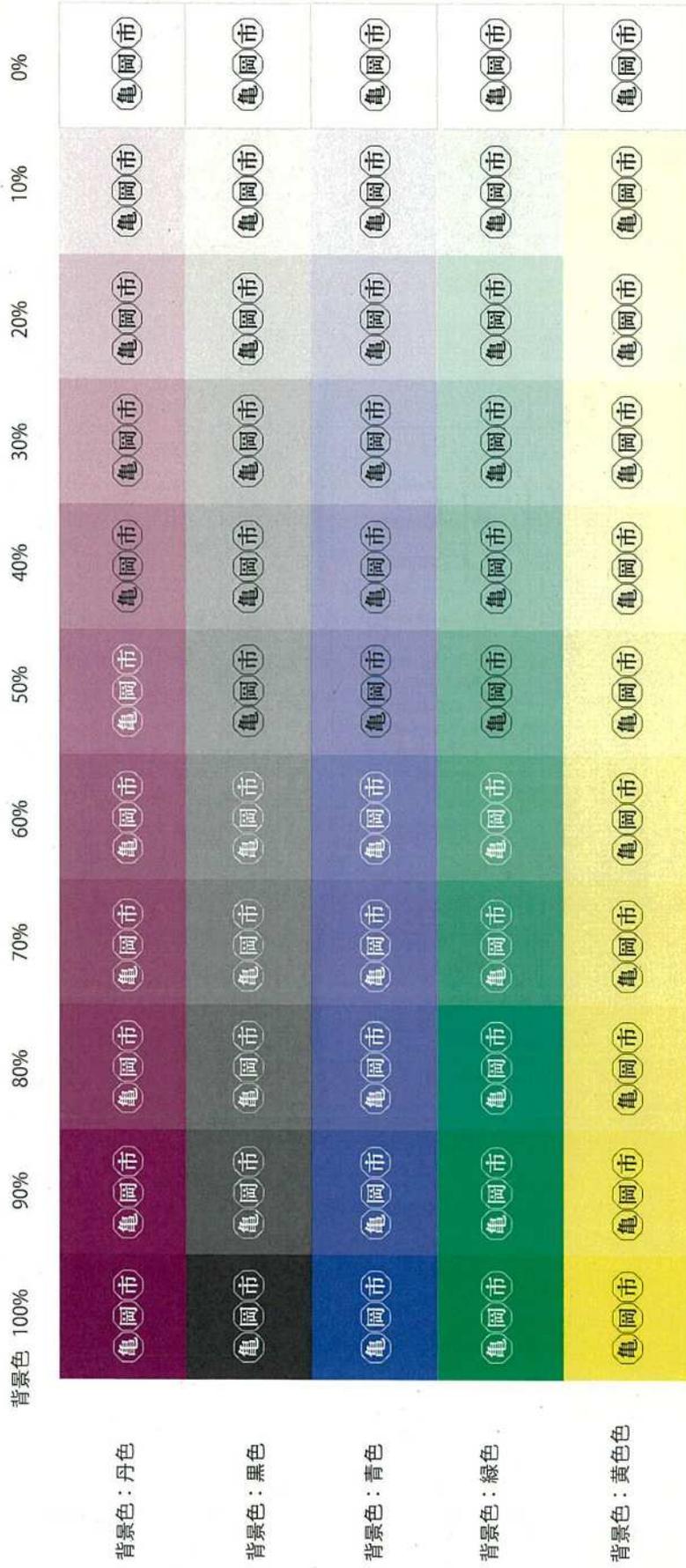
ロゴの左右が15mm以下に  
なる場合で使用ください。

亀岡市

亀岡市

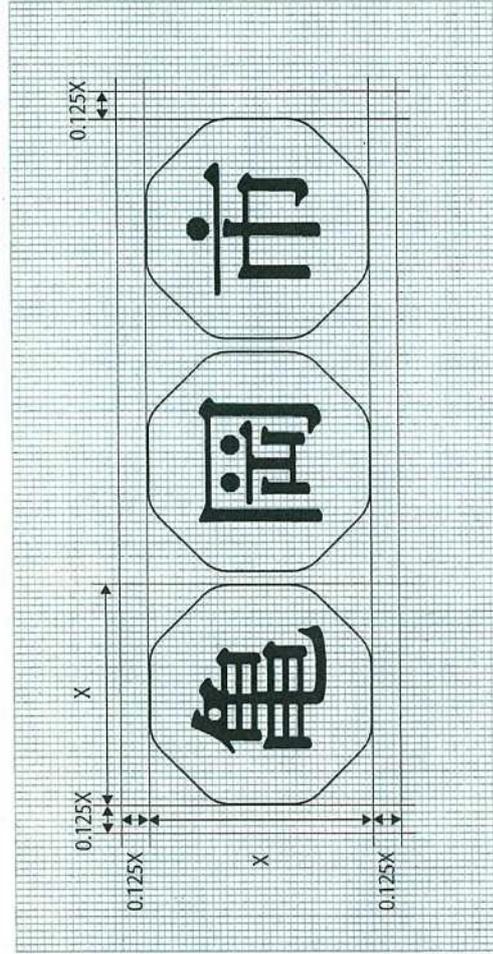


### 和文ロゴ背景色との関係



上記チャートは、和文ロゴと背景色の関係を示したものです。和文ロゴを表示する場合、このチャートを参考に、一定の視認性を確保できる表現を選択してください。

● クリアスペース：和文ロゴ



市章・和文ロゴの周りは、天地左右 0.125X のスペースを設けてください。

 英文ロゴバリエーション

KAMEOKA CITY

4C/1C/特色

KAMEOKA CITY

 1C : K100%

 4C : C60%+M40%+Y40%+K100

※下地に4色掛け合わせの模様が合った場合  
透過を避けるためにKに上記のCMYを加えて  
ください。

ゴールド or シルバー : 単色での使用を可能とします

KAMEOKA CITY

KAMEOKA CITY

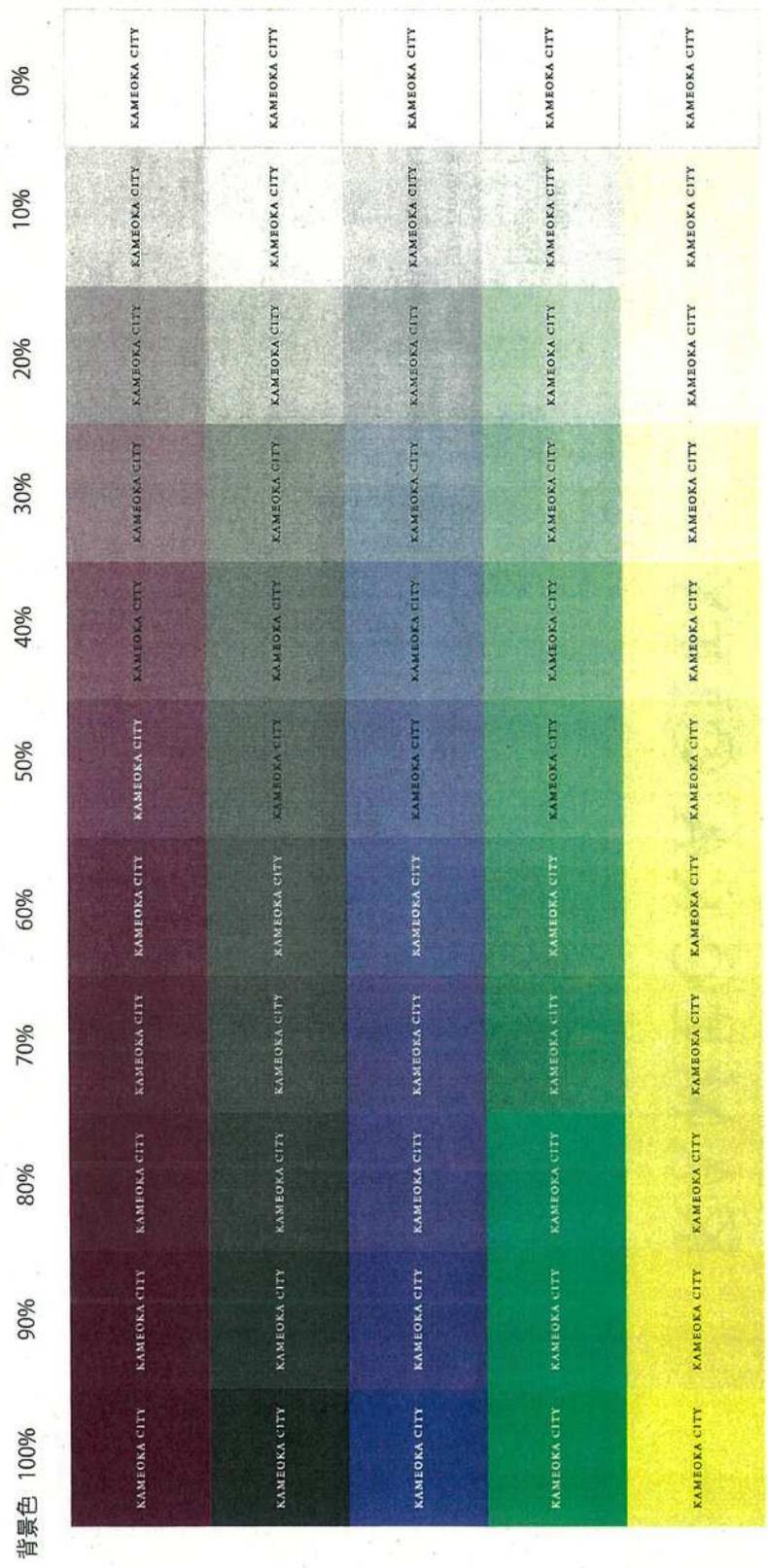
最小使用サイズ

15mm

KAMEOKA CITY

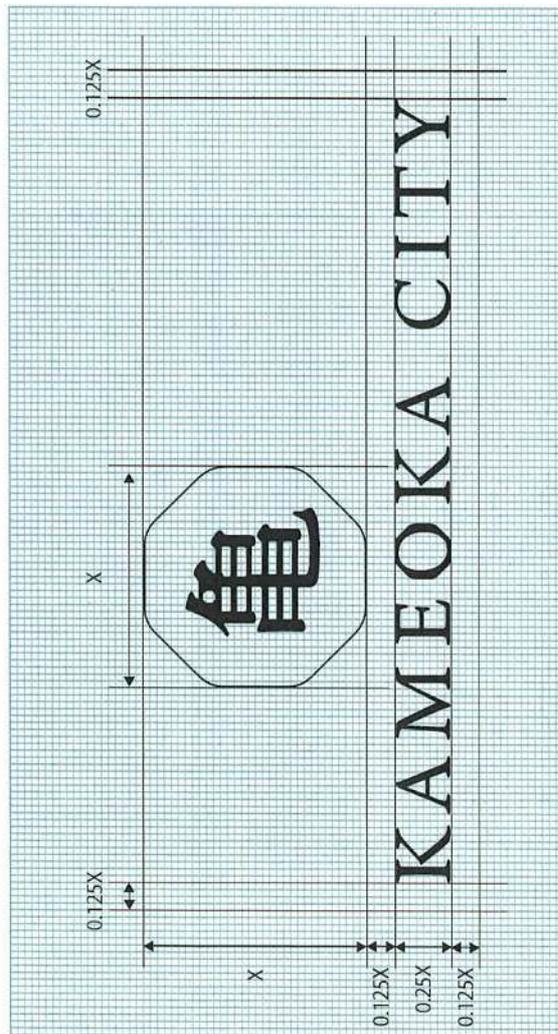
ロゴの左右が15mm未満になる場合で使用を控えてください。

和文ロゴ背景色との関係



上記チャートは、和文ロゴと背景色の関係を示したものです。和文ロゴを表示する場合、このチャートを参考にして、一定の視認性を確保できる表現を選択してください。

● クリアスペース：英文組みロゴ



市章・和文英文ロゴの周りは、天地左右 0.125X のスペースを設けてください。

● 和文・英文組みロゴバリエーション

亀 岡 市  
KAMEOKA CITY

4C/1C/特色

亀 岡 市  
KAMEOKA CITY

● 1C : K100%

● 4C : C60%+M40%+Y40%+K100

※下地に4色掛け合わせの模様があった場合  
透過を避けるためにKに上記のCMYを加えて  
ください。

● ●

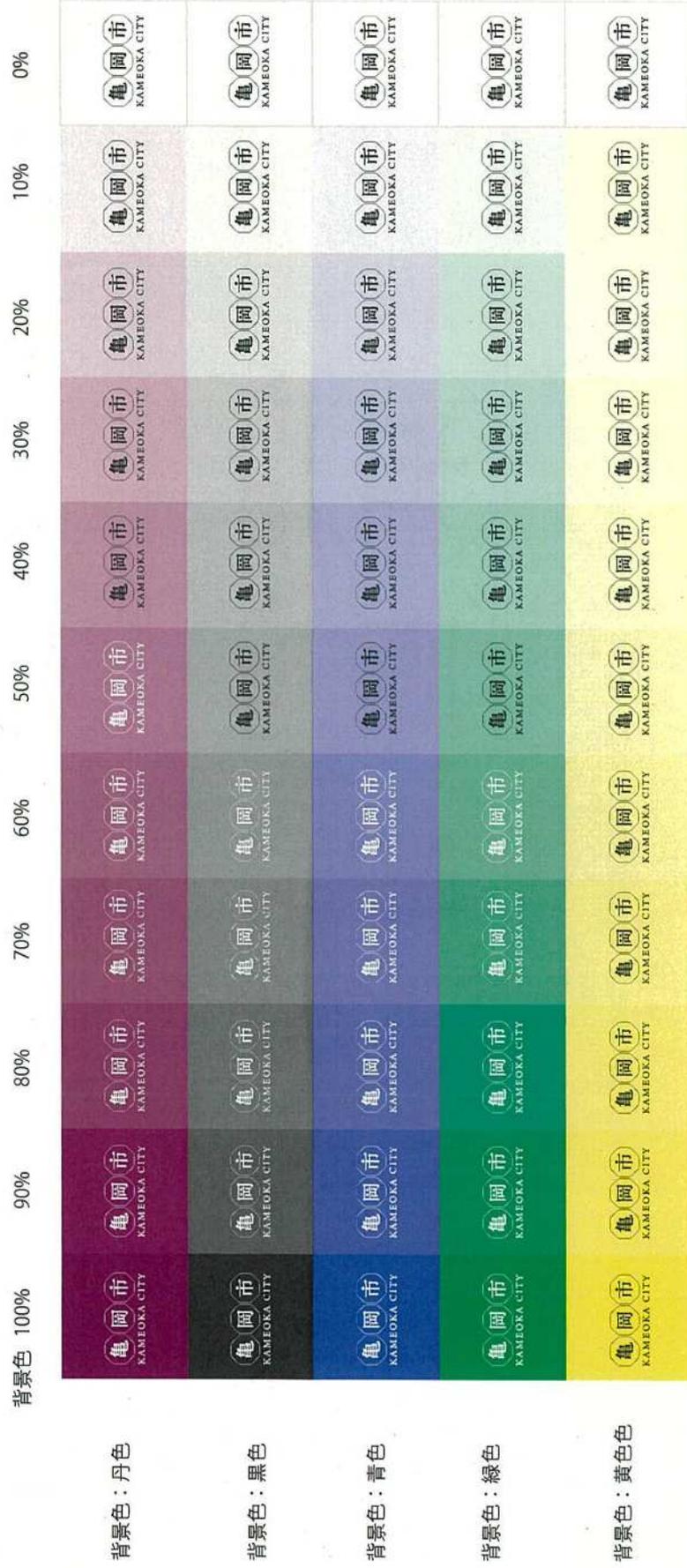
● ゴールド or シルバー：単色での使用を可能とします



● 亀 岡 市  
KAMEOKA CITY

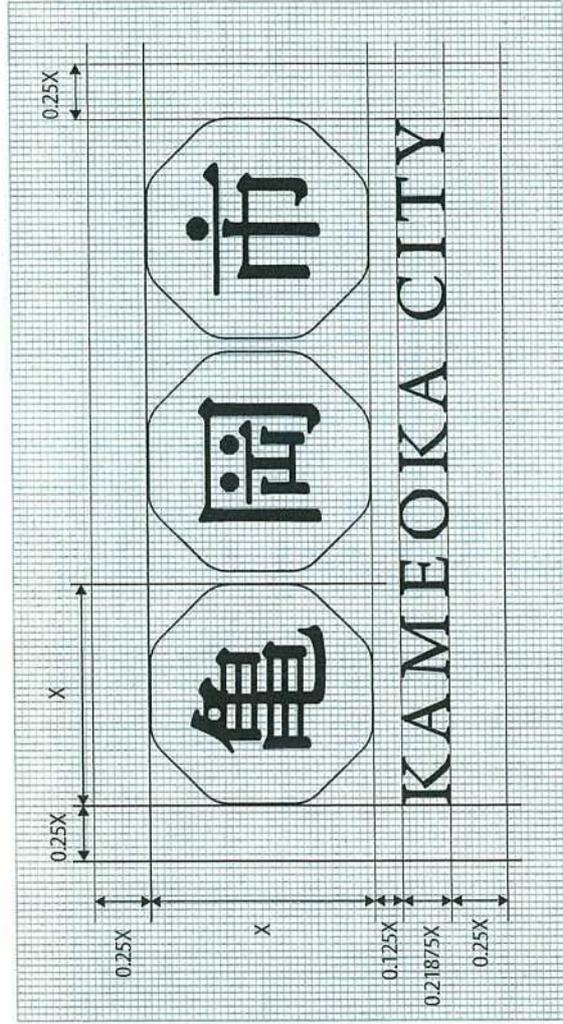
● 亀 岡 市  
KAMEOKA CITY

和文・英文組みロゴ背景色との関係



上記チャートは、和文ロゴと背景色の関係を示したものです。和文ロゴを表示する場合、このチャートを参考にして、一定の視認性を確保できる表現を選択してください。

● クリアスペース：和文・英文組みロゴ



和文英文ロゴの周りは、天地左右  $0.25X$  のスペースを設けてください。

## 市章を広報目的として使用するにあたってのガイドライン

### ● コンセプト



昭和30年4月6日に制定されて以来愛されてきた市章については、市政施行65周年を機にコンセプトを明確化し、これからの時代を切り拓く亀岡のすがたを表したものといたします。

テーマは、「伝統の継承と革新」

- ・カ・メ・か・め、KA、日本の名所保津峡の頭文字H(H)
- ・図案化した仮名文字「タ」の交叉によつて田園都市の発展
- ・逆より見る「16」の白抜象徴文字に全国稀有の16ヶ町村大合併
- ・力強い四隅の踏張に市民の団結と四方に伸びる大進展
- ・未来に向かって大きく羽ばたく翼
- ・郷土の英雄明智光秀公の兜をイメージさせることで、鋭い視線で時代を読み取る力

● 推奨色



● 「丹色 (にいろ)」 4 C : C30%+M100%+Y30%+K60

● PANTONE+CMYK Coated:P85-16C

市章色：丹色

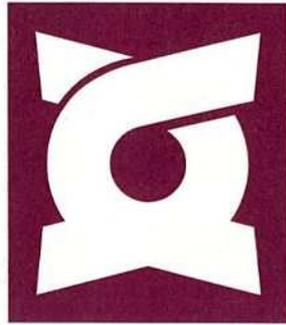
亀岡盆地は約 200 万～500 万年前の地殻変動によってできた盆地で、周囲を山々に囲まれた巨大な湖でした。この地域を『丹波』と呼ぶのは、この湖が赤い波（丹は赤を意味する）を立てていたからだという説があります。また、この地域で栽培されている丹波大納言小豆の色としても親しまれ、現在では『あずき色』として広く知られています。



バリエーションの例



4C/特色



1C



「丹色 (にいろ)」 4C : C30%+M100%+Y30%+K60



PANTONE+CMYK Coated:P85-16C



1C : K100%



4C : C60%+M40%+Y40%+K100

※下地に4色掛け合わせの機構があった場合  
透過を避けるためにKに上記のCMYを加えて  
ください。



ゴールド or シルバー : 単色での使用を可能とします



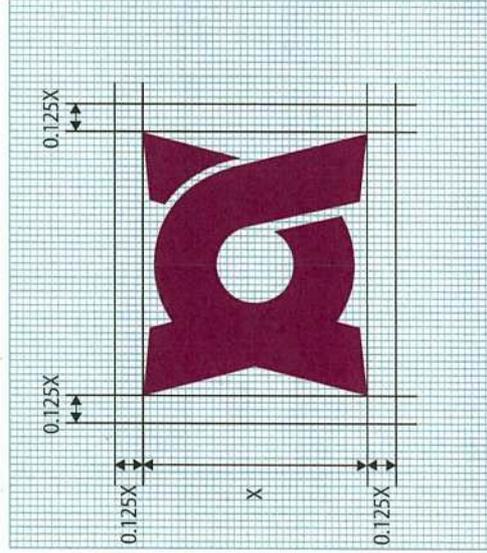


### 市章背景色との関係



上記チャートは、市章と背景色の関係を示したものです。市章を表示する場合、このチャートを参考に、一定の視認性を確保できる表現を選択してください。

● クリアスペース：市章



市章の周りは、天地左右 0.125X のスペースを設けてください。

市章・和文・英文組みロゴバリエーション



4C/特色



1C



最小使用サイズ



英文ロゴの左右が15mm未満になる場合で使用を控えてください。

「丹色 (にいろ)」 4C : C30%+M100%+Y30%+K60

PANTONE+CMYK Coated:P85-16C

1C : K100%

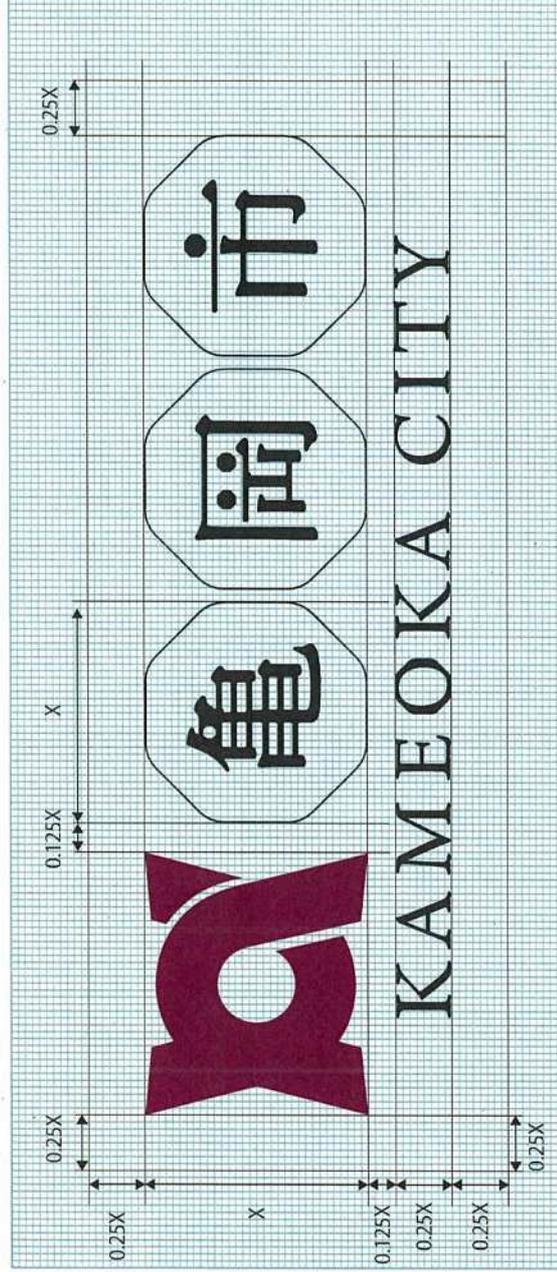
4C : C60%+M40%+Y40%+K100

※下地に4色掛け合わせの模様があった場合透過を避けるためにKに上記のCMYを加えてください。

ゴールド or シルバー : 単色での使用を可能とします

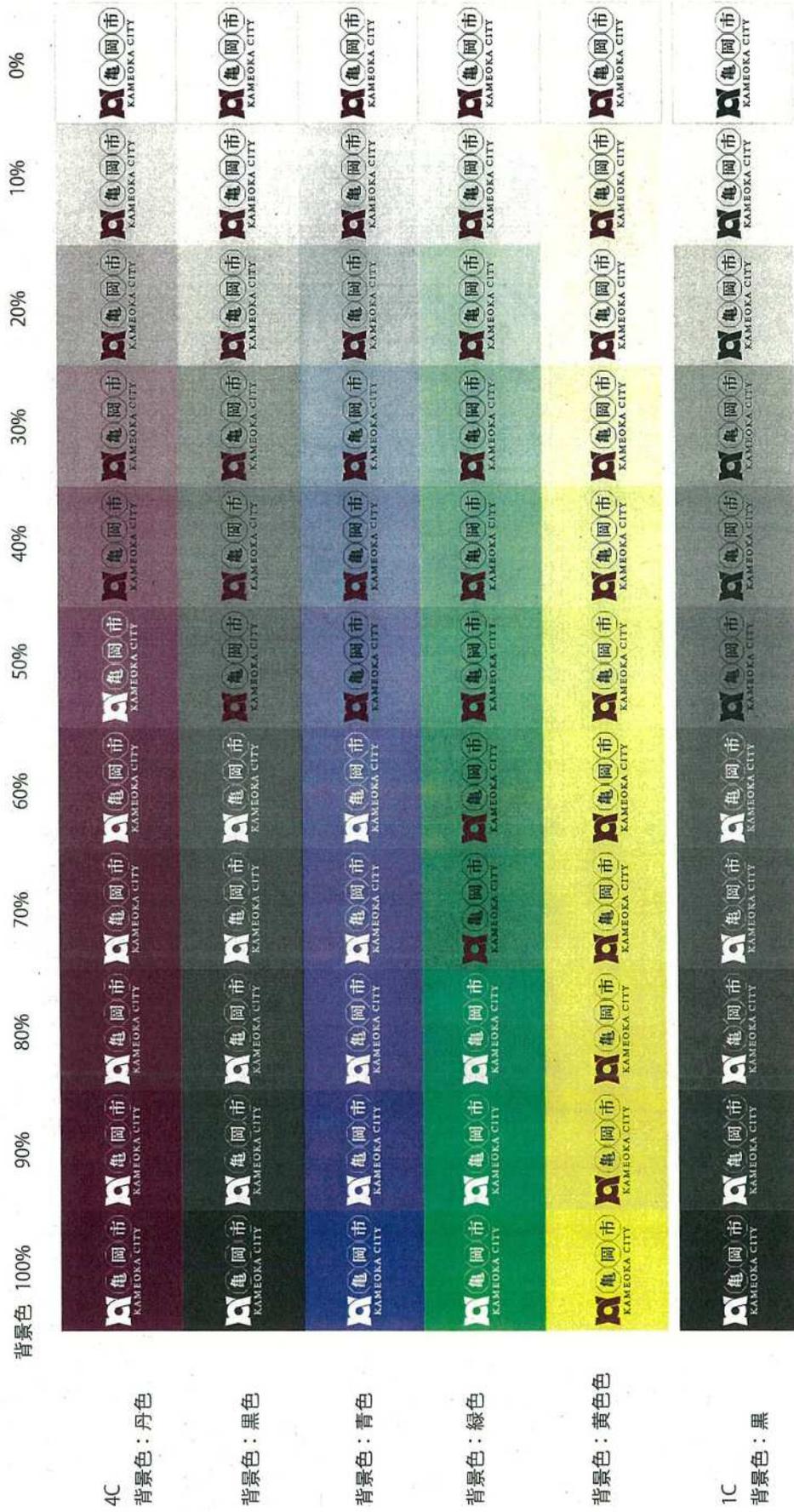


● クリアスペース：市章・和文・英文組みロゴ



市章・和文・英文ロゴの周りは、天地左右0.25Xのスペースを設けてください。

市章・和文・英文組みロゴ背景色との関係



4C  
背景色：丹色

背景色：黒色

背景色：青色

背景色：緑色

背景色：黄色色

1C  
背景色：黒

上記チャートは、市章・和文・英文組みロゴと背景色の関係を示したものです。市章・和文・英文組みロゴを表示する場合、このチャートを参考に、一定の視認性を確保できる表現を選択してください。



### 市草・和文・英文組みロゴを活用したの誤用例

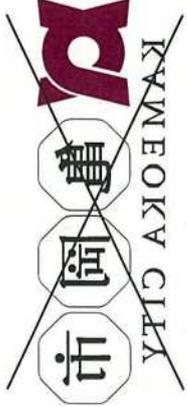
規定以外の色で表現してはならない



印刷物の特性上、規定以外の単色特色のみ印刷可能な場合は、担当にお問い合わせください



文字の反転表現をしてはならない



形状を変えてはならない



異なる要素をいれてはならない



複雑な背景の上に直接配置してはならない



クリアスペース以上の単色背景を用い配置してください



市草・和文・英文・組みロゴの誤った使用例です。規定以外の色での表現や形状の変更はできません。複雑な背景の上に直接配置することもできません。市草、各ロゴ単体・組みでも同様の誤用例が適応されます。

誤用例を参考に正しく表現してください。

＜お問い合わせ先＞

亀岡市 市長公室

広報プロモーション課シティプロモーション係

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神 8 番地

TEL : (0771) 25-5003

FAX : (0771) 22-6372

E-mail : koho@city.kameoka.la.jp

令和3年12月6日

亀岡市長 桂川 孝裕 様

亀岡市における文化施設の  
あり方を考える懇話会  
座長 今里 佳奈子

文化施設に係る提言について

本懇話会は、亀岡市内における文化施設のあり方と今後の方向性について、幅広い観点から意見交換を行うことを目的に組織され、令和3年5月から計4回の懇話会を開催し、議論を交わしてまいりました。

この度、今後の亀岡市における文化施設等の方向性に関する意見を取りまとめましたので、別添のとおり提言します。

今後、亀岡市が示される文化施設等に関する方向性に、本懇話会の意見が反映されることを期待します。

## 文化施設に係る提言書

令和3年12月

亀岡市における文化施設の  
あり方を考える懇話会

---

## 《 目 次 》

1. はじめに
2. 文化施設の現状と課題について
3. 文化資料館について
4. 文化ホールについて
5. 文化施設整備を取り巻く諸問題について
6. 今後の方向性に係る提言

### 【参考資料】

- ・ 提言までの経過
  - ・ 設置要綱
  - ・ 委員名簿
-

## 1. はじめに

### (亀岡のまちに息づく文化)

亀岡は、周囲を囲む山々や豊潤な水脈などの自然環境に恵まれ古くから人々が暮らしてきました。奈良時代には丹波国府となり、国分寺等も設置され、丹波国の中心地として栄え、政治と文化の中心地が隣接の”京”に移ってからは、陸運や舟運などの交通の要衝地としてさらに発展し、文化の面でも京都の影響を受けながら、交流を重ね、亀岡地域の生産性が都を支えてきました。

このような地理的条件や歴史を背景に、各地域において祭りや伝統芸能などの文化の花が開く中で、円山応挙や出口王仁三郎などの時代を代表する芸術家や多彩な芸術が育まれてきました。また、変化に富んだ自然に触発されながら、長い歴史の流れを辿る中で、まちやそこで営まれる人々の生活にも文化が息づき、地域に根ざした芸能や文化が脈々と受け継がれています。

### (文化を振興する取組)

市行政においても、まちづくりに文化の力を活かすべく、市民一人ひとりが生涯にわたり学び続け、自己を高めることで、生きる喜びと明るく豊かなまちに住む喜びの持てる亀岡を目指し、昭和63年に関西で初めて「生涯学習都市」を宣言するとともに、文化芸術活動への支援や祭りなどの伝統芸能の継承、市史の編纂などに取り組まれてきました。

また、亀岡の特徴的な自然現象でありながら、どちらかというあまり良いイメージを持たれていなかった霧を地域固有の魅力としてとらえた市民主体の芸術運動「かめおか霧の芸術祭」を中心として、環境や経済など地域の様々な課題を克服するために、あらゆる分野の団体と行政が活動を連携しながら、芸術の創造性を活かした魅力あるまちづくりが進められているところです。

### (文化を起点とする持続可能なまちづくり)

亀岡市では、進学や就職を契機に若年層が市外へと流出し、また、日本全体と軌を同じくして出生率の低下に伴う人口減少が進展する中、次世代を担う子どもたちが地域の文化に触れ、体験や学びを通して感性豊かに育ち、自らが成

長してきた故郷に誇りや魅力を感じることができるよう環境を整備することが重要です。

今後も、亀岡の豊かな地域資源や歴史、文化の保存に努められるとともに、これらを新たに生み出し継承する人材を育成することで、子どもたちや子育て世代、高齢者等のあらゆる世代が一緒になって生きることの喜びを享受できる、持続可能なまちづくりを進める必要があります。

## 2. 文化施設の現状と課題について

### (文化資料館の現状と課題)

亀岡の貴重な文化財や歴史を後世に伝えるための資料の保存や展示を行うとともに、広く住民に調査研究や学習の機会を提供することを目的とする亀岡市文化資料館は、亀岡市立女子技芸専門学校として昭和49年に建設された建物を改修した施設です。現在では、大型資料を展示する場合に天井高が低いことや収蔵スペースの不足などの課題を抱えており、施設の老朽化も激しく、建築当時の耐震基準では文化財や来館者を守れないという不安もあります。

また、子どもたちが学校教育で文化資料館を訪れることは、市民の歴史・文化への関心を育てることになりますが、広い屋内空間や大型車が駐車できる駐車場がないため、一度に多くの児童や生徒が訪れることができません。

併せて、収蔵スペースの不足を補完するため亀岡市文化資料館から離れた場所に設けている収蔵庫は、他の目的で建設された施設の転用やプレハブの建物も使用しており、寄贈や発掘調査で増え続ける資料で満杯状態となっているなど、保管状況にも問題があり、整備の緊急性が高い設備です。

亀岡市文化資料館における前述の課題を解消するため、第4次亀岡市総合計画の前期基本計画を受けて、亀岡市の文化財保護及び歴史・文化に関する情報の拠点として、適正な規模・機能・人員配置を考慮した新資料館を新築する必要があるとする「亀岡市新資料館構想」（以下、「新資料館構想」という。）が、平成28年3月に亀岡市新資料館構想策定委員会においてまとめられています。その後、この新資料館構想に基づく基本計画の策定が同総合計画の後期基本計画

の目標に掲げられましたが、現時点においては策定に至っていません。

#### **(文化ホールの現状と課題)**

文化ホールは、世代を超えた人々が一緒になって日々の文化活動の成果を発表したり、演劇や音楽を鑑賞することで感動を覚えることができる場としての役割を持っています。本市の公共ホールとして昭和45年の建設以来、文化イベントや文化活動の発表の場として、長年、親しまれてきた旧亀岡会館は、老朽化や耐震性の問題から平成27年の休館を経て、令和元年に除却が完了しています。

ホール機能を持つ公共施設としては、ガレリアかめおかのコンベンションホールや響ホール、亀岡市総合福祉センターのコミュニティホールなどが存在するものの、発表会等の開催にあたり音響や照明等の性能が十分ではなく、緞帳の設置された舞台が無いなどの声が利用者から聞かれるところです。

そのような中、亀岡市内で演奏や舞踊、絵画など、様々な文化活動に取り組む人々で結成されました「亀岡市に新文化施設を要望する会」が、SNSでの広報活動や署名活動などを実施されるとともに、平成30年から毎年、亀岡市長に対し、総合文化施設の新設を要望されています。

#### **(「文化施設のあり方を考える懇話会」による議論)**

以上のような状況を踏まえ、亀岡市により文化施設のあり方に関して意見交換を行う組織として、令和3年5月に12人の委員からなる「亀岡市における文化施設のあり方を考える懇話会」が設置されました。

当懇話会では、令和3年5月から11月にかけて計4回の会議を開催する中で、亀岡市の各施設の状況をはじめ、公共施設等総合管理計画や財政状況、また、事務局が行ったSNSを利用したアンケートの結果も参考に、活発に議論を重ねてきました。

### 3. 文化資料館について

#### (文化資料館をめぐる意見)

前述の新資料館構想においては、屋外で体験学習ができる十分な面積と、収蔵庫は今後も増える文化財を十分に収蔵できるだけの余裕が必要であることや、専門的なスペースのほかに市民との共有・交流の場を備えることなどが掲げられています。

委員からは、新資料館構想は5年以上前にまとめられたものであり、人口減少の進展や新型コロナウイルス感染症の蔓延など、状況に大きな変化があるので、同構想をベースに整備を進めることに異論があったところです。一方、「文化財を守り伝えていく」という資料館の核心になる部分は変わらないと思うので、2年間かけて作り上げた同構想は、部分的に見直す必要はあっても、基本的に尊重した整備が進められるべきとの意見も出されました。

また、新資料館構想では収蔵庫や保管室の具体的な面積についても言及がありますが、委員からは、今後も無住寺の仏像など収蔵品が増え続けると予想されるため、十分な面積を確保する必要があるとの意見がある一方で、展示スペースについては、適正な規模にすることも考えられるとの意見も出されました。

#### (文化資料館の仕様や機能)

施設そのものについては、歴史的資料の展示や保管の条件から特別な仕様が必要であるため単館での整備が望ましく、費用や集客の面から優位性のある複合施設として整備する場合においても、専用の設備や区画が必要との意見があったほか、SNSを利用したアンケートの意見の中にもあったように、カフェやギャラリーなどの機能を備えた市民の憩いや触れ合いの場とするべきとの意見もありました。

また、亀岡祭の山鉦の実物を設置して、お囃子などの体験で多くの人が実際に山鉦に触れることができるような、亀岡の観光PRにつながる発信力のある施設を目指す提案もありました。

## 4. 文化ホールについて

### (文化ホールをめぐる意見)

委員からは、前述の課題を解消するために、市内に音響設備が整った舞台の整備や、舞台裏・舞台袖等における十分なスペースの確保、緞帳の設置、ゆったりした客席などといった設備を充実させるべきだとの意見がありました。ただし、その方法については、新たな文化ホールの新設以外にも、ガレリアかめおかの敷地内に増設することや、コンベンションホールや響ホールの改修も検討するべきであるとの意見が出されました。

### (文化ホールの規模等)

規模については、旧亀岡会館は800席程度であったものの、今後も人口減少が続くことが予想される中で、建設時に発行するであろう市債の償還が長期にわたり続くことを考慮すると、新たに文化ホールを整備する場合は400席から500席にとどめ、高性能な音響設備や照明設備等の設置を優先する方が良いとする意見があった一方、以前から市内で文化活動の発表をしてきた委員からは、従来からの活動を維持できる規模が必要という意見もありました。

また、子育て中の人や他の観客に気を遣うことなく、子どもを遊ばせつつ文化鑑賞ができるようにするなど、子どもたちから高齢者までのあらゆる世代が集って、芸術を楽しむことができる施設であることが望ましいという意見も出されています。

## 5. 文化施設整備を取り巻く諸問題について

### (人口減少と施設整備)

当懇話会においては、今後のまちづくりにおいて文化的な観点が必要であることは認めるところであり、資料館やホールといった文化活動の拠点となる施設についても、整備すべき、在った方が良いとの意見が多く出されたところです。

しかし、亀岡市の人口は、平成28年4月には約90,700人であったものが令和3年4月には約87,700人と5年間で約3,000人も減少しており、今後においても更に加速度的に人口が減少するとしている推計もあることから、利用者の減少に加え、税収の増加が見込めない中において、新たな施設（いわゆる「箱物施設」）を整備するとなった場合、建設費や維持管理費により市民の負担が増加することが予測されます。よって、その整備にあたっては、将来世代に過大な負担を残さないよう、適正な規模や手法を検討する必要があります。

#### （既存施設の有効活用）

その手法として委員から、財政負担を考慮して新たな土地を購入せずすむように、ガレリアかめおかや閉校予定の学校施設など、既存公共施設の有効活用も検討すべきとの意見があったほか、大人数を一か所に集めることのできる施設のみを視野に入れるのではなく、亀岡市が保有する数か所の公共施設を改修することで、それぞれの施設は小規模であっても、全ての施設の収容人数を合わせると、大人数の集客が可能となるような整備方法についても提案がありました。

#### （アンケート結果からみた市民の意見）

また、事務局が実施したSNSを利用した市民アンケートの結果を見ると全体的に文化施設の必要性についての関心が低く、直ちに整備すべしとの声は少数であり、この結果からみた市民の意向を踏まえるべきとの意見がありました。

## 6. 今後の方向性に係る提言

#### （文化を育む場の必要性）

「2. 文化施設の現状と課題について」でも触れたように、文化活動の場となる市内の公共施設が利用者にとって十分満足いく状態でないことをふまえ、将来世代に過大な財政負担を残さないことを前提に、持続可能で堅実な行政運営に一層の努力をしつつ、文化を育む場づくりを施設の整備に留まらず、企画や運

用面からも推進されることを提言いたします。

この取組は、進みつつある少子化・高齢化社会の中で、人口が少なくなっても子どもたちの心と感性が豊かに育ち、高齢者が生き甲斐を持って元気に暮らす、文化の風土が豊かなまちとして亀岡市が発展する方向性をも見据えていかなければならないと考えます。

#### **(財源確保と整備手法)**

財源確保の手法としては、市の税収のみに頼るのではなく、ふるさと納税やクラウドファンディング、企業協賛、寄附金等を積み立てるといったことを視野に入れるとともに、市単独で取り組むのではなく、京都府や近隣自治体との協力により整備するなどの検討を進めていただきたいと思います。

#### **(立地条件と既存公共施設の有効活用)**

整備場所については、京都府立京都スタジアムが完成し、新たな住宅地の整備や商業施設の開業などで発展を続けているJR亀岡駅北側との均衡を図るべく、JR亀岡駅南側において整備することや、新設にこだわらず、ガレリアかめおかや閉校予定の学校施設を改修するべきとの意見もありました。また、施設の整備にあたっては既存公共施設を有効活用することや、文化資料館と文化ホールの機能を備えた複合施設として整備するなど、幅広い選択肢が考えられます。

#### **(市民のコンセンサス)**

しかしながら、これまでの情報発信がうまく機能していなかったこともあり、前述したように新たな文化施設を整備することに対して、現段階では幅広い市民の要望やコンセンサスがあまり得られていないと思われます。

そのため、行政のみならず文化施設の整備を求める団体や個人が、現状を様々な媒体を通じて広く情報を発信するとともに、率先して資金調達に尽力するなど、新しい施設整備への理解が幅広い層に広がるように努めていただくことも必要であると考えます。また、行政の施設以外にも市内の寺院などを利用し、複数個所でイベントを開催するなどといった、視点の転換による工夫についても

検討の余地があると考えられます。

#### (今後の取組方向)

このように、多くの人に受け入れられる文化施設を整備していくためには、何が市民にとって一番良い方法であるかを探っていく必要があります。長期的な取組となることも考えられるため、行政と市民がイメージを共有しながら進められるよう、市民とともに議論を深めて、ロードマップを作成・公表していただきたいと考えます。

また、亀岡市は、各地域の伝統芸能や歴史的建造物、資料などの豊かな文化的資源に恵まれていることから、まち全体をひとつの大きな博物館や美術館ととらえる「フィールド・ミュージアム」化を推進されるなどにより、日々の活動の場を確保しながら世代間交流による文化の継承を活発に行うなかで、次世代を担う豊かな心を持った子どもたちが育っていくための施設が整備されることを望みます。

## 【提言までの経過】

	日 時	内 容
第1回懇話会	令和3年5月25日 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>●委嘱状交付</li> <li>●座長の選出・副座長の指名</li> <li>●現状説明</li> </ul> (1)懇話会について (2)亀岡市文化資料館について (3)文化ホールについて (4)亀岡市公共施設等総合管理計画について (5)亀岡市の財政状況について
第2回懇話会	令和3年8月27日 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第1回懇話会の確認・質問等への回答</li> <li>●LINEアンケートの結果について</li> <li>●意見交換</li> </ul>
第3回懇話会	令和3年10月6日 9:30~11:45	<ul style="list-style-type: none"> <li>●これまでの懇話会での委員意見のふりかえり</li> <li>●提言書作成に向けた意見交換</li> </ul>
第4回懇話会	令和3年11月30日 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>●提言書(案)について</li> </ul>
市長への提言	令和3年12月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●座長から市長へ提言書を提出</li> </ul>

## 【設置要綱】

### 亀岡市における文化施設のあり方を考える懇話会設置要綱

令和3年4月1日  
告示第 59 号

#### (設置)

第1条 亀岡市内における文化施設のあり方と今後の方向性について、幅広い観点から意見交換を行うことを目的として、亀岡市における文化施設のあり方を考える懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 文化施設の機能、規模及び立地等に関すること。
- (2) 文化施設の課題及びその対策に関すること。
- (3) その他文化施設のあり方に係る必要な事項に関すること。

#### (組織)

第3条 懇話会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 市民の代表
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、懇話会の解散の日までとする。

#### (座長及び副座長)

第4条 懇話会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の中から互選によって定める。
- 3 座長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 副座長は、委員のうちから座長が指名する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 懇話会は、座長が招集し、その議長となる。

2 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

#### (解散)

第6条 懇話会は、市長が所期の目的を達成したと認める場合に解散する。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、政策企画部企画調整課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

【委員名簿】

No.	氏名	選出団体等	備考
1	今里 佳奈子	龍谷大学 政策学部 学部長	座長
2	大野 照文	高田短期大学 特任教授	
3	大矢 寛恵	市民公募	
4	小川 顕正	京都先端科学大学 経済経営学部 准教授	
5	加藤 美智恵	亀岡市文化資料館友の会 顧問	
6	川勝 啓史	亀岡商工会議所 会頭	副座長
7	河原林 茂美	亀岡市吹奏楽団 団長	
8	栗山 初美	亀岡市文化交流協会 会長	
9	野原 通夫	亀岡祭山鉾連合会 会長	
10	藤本 邦雄	市民公募	
11	松井 利夫	京都芸術大学 芸術学部 教授	
12	山本 隆志	亀岡市自治会連合会 副会長	

総務文教常任委員会 資料

令和3年12月13日（月）

教 育 部

---

令和3年9月29日付け、東別院小中学校保護者から市長宛ての意見書に対する回答

●今一度、亀岡市として小規模校の統合が本当に子どもたち、地域の将来のためになるのかをご検討願いたい。

→学校では単に教科等の知識や技能を習得させるだけでなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けることが重要になります。

少人数学級、小規模学校の教育活動が他と比較して劣っているという認識ではありませんが、児童生徒の持っている可能性をさらに引き出せるような環境、同年代の一定の集団が確保されている学習環境を公立の学校として同じように整える必要があると考えています。

●統合にあたり再度、通学距離、時間を子どもの乗降を兼ねてシュミレーションをして欲しい。

→令和5年度時点の在校生徒を想定して通学ルートを考えています。通学時間については1時間以内となるよう、運行バスの台数、通学ルートを考えています。ルート案については、教育委員会事務局で試走後、改めて児童生徒、保護者の皆様にも試乗いただく機会を設けたいと考えています。

●東別院小学校に小規模の学習環境を希望して亀岡市に引っ越しされて通学されている保護者の方に対して、南桑中学校への統合による環境の変化に対してどの様にケアしていくのか。今後亀岡市は大規模では登校できず、小規模の環境でなら落ち着いて通学出来ている子どもに対して各学校、各学年に10人前後の小規模学級を作る等も検討して貰えるのか。

→特認校制度を利用している、していないに関わらず、スクールカウンセラー配置による相談・見守り体制に加えて、教員の配置については、一定生徒が安心できるような人事配置を考えていきます。子どもの実態理解をした教員が、学校での学習・生活・心理面での様子をしっかりと把握し、変化があればすぐに対応できるようにしていきます。

小規模学級については、現在のところ検討していません。

●統廃合されるなら制服、学用品等統合に関わる費用を全て亀岡市で負担して欲しい。

→校章の入った学用品については、教育委員会で準備できるように考えています。

参考に東輝・詳徳中ブロックの学校区の見直しの時には、小学校の学用品のうち、ランリックの校章・通学帽・体操服・水泳帽・体育館シューズ・名札を準備しました。

●中学校へ特認校でもバスを出してほしい。また公共交通機関を使えるようにしてほしい。

→令和3年度までに特認校制度を利用して入学した児童については、南桑中学校編入の決定前であったことも踏まえ、地元生徒や特認校制度利用により南桑中学校へ進学した生徒

の保護者の皆様の協力を得ながら、生徒の安全、円滑な通学手段として、スクールバスの運行ルート等、できる限り柔軟な対応を考えてまいります。ただし、特認校制度を利用していた児童が南桑中学校に進学する場合は、別院中学校に進学していた場合と同様に、通常の指定校の変更と同じ扱いとなるため、指定校の変更により通学している他の生徒とのバランスも考慮する必要があると考えています。その上でどのような方法がとれるか考えてまいります。

なお、公共交通機関の利用も可能です。

●現在の二択（東別院小学校の進学する中学及びお住いの地域の中学）以外にも個々の条件に応じた中学校への進学を十分に考慮してほしい。また特認校制度を利用された方は一旦出た学校の区域内にある中学校へは戻れない。子どもたちや保護者からもその思いは聞いている。南桑中学校へ特認校生徒も通えるようにバスを出してほしい。

→家庭事情等、やむを得ない場合については、従来から指定校の変更を認めてきたところで、個別に御相談ください。南桑中学校へのバスについては、前述のとおりです。

●別院地域は年に数回、雪が積もりスクールバスが来れない日があります。今は30分早く家を出てバスが来れる場所まで歩いていきます。普段より早く家を出て雪道を歩いて下山します。統合された場合雪の日はどのように通学するのか。通常でも今より早く家を出る事になるのに、雪の日はいったい何時に家を出て学校に行く事になるのか。一度その地域を歩いて通学する子どもの立場になって考えて欲しい。

→通学の負担を軽減できるよう、現地確認・試走を重ね、運行バスの台数、通学ルートを考えてまいります。

令和3年10月1日付け、東別院小・中保護者から教育長宛ての要望書に対する回答

◎東別院小・中学校の児童及び保護者の大半は、別院地域での9年間を通しての義務教育を望んでいる。よって、東別院小中一貫校の設立を要望する。

→令和3年8月の臨時教育委員会及び令和3年9月議会において、別院中学校を閉校し、南桑中学校への学校区変更が決定されたため、東別院小中一貫校の設立はありません。

・今後、ブロック協議会や説明会等で出た意見、要望に対して誠実に向き合い、また、必ず書面及び口頭にて返答をすること。

→いただいた意見、要望に対してはしっかり対応し、文書でいただいた意見、要望に対しては文書で回答いたします。

・編入にあたり、道路整備・携帯電話の圏外区域の改善を早急に対応して頂き、危険箇所・災害時の別ルート等、安全管理を書面に起こす。別院地域は陸の孤島となったことがこれまでも幾度かある。そういった環境であると認識すること。

→通学ルートを検討する上で、現地確認をしたところですが、要望など、教育委員会としてできることは保護者の方々と協力していきたいと考えています。

・携帯電話の圏外区域の改善については、教育委員会で現地確認した箇所を各電話事業者に改善要望等を行いました。

通学ルートでの緊急対応や災害時の対応については、連絡手段も含め、より良い安全対策を考えてまいります。

・通学時間、通学距離に対し、改めて児童生徒の乗降を兼ねてシュミレーションを実施。通学のバスは1台に限らず、通学時間は1時間以内とすること。(現中学生のみの対象ではなく、令和5年までに入学をする児童も含む)

→令和5年度時点の在校生徒を想定して通学ルートを考えています。通学時間については1時間以内となるよう、運行バスの台数、通学ルートを考えています。ルート案については、事務局で試走後、改めて児童生徒、保護者の皆様にも試乗いただく機会を設けたいと考えています。

・部活動に関して、夏休み・冬休み等の長期休暇期間にバスを定期的に運行すること。(これまで別院中学校では生徒が自転車で通っていたが、遠方になることから、不可能となり、保護者も仕事上、送迎が難しいと予測される為)朝練習や帰宅時の際、部活動の選択肢によって柔軟に対応すること。

→学期中の下校については、部活動の有無によって、2段階のバス運行などで対応して参ります。夏休み等の長期休業期間中の部活動についても、可能な範囲でバスでの送迎を実施したいと考えています。朝練の対応については、参加人数や参加生徒の住所地によって定型的なバス運行が難しいと考えています。保護者の負担を軽減できるよう方法を考えてまいります。

・別院地域は年に数回雪が積もり、スクールバスが来られない地域がある。現状その地域の生徒はバスが来られる場所まで早く出て歩いている。地図上で把握するのではなく、しっかりと目で見て確認して生徒の立場になって対応すること。

→通学の負担を軽減できるよう、現地確認・試走を重ね、運行バスの台数、通学ルートを考えてまいります。

・編入後、バス通学に関して問題点が生じた場合、都度しっかり把握し、早急な返答及び対応をすること。

→しっかり対応していきます。

・公共交通機関も使えるようにすること。

→別院地域からの通学についてはスクールバスで対応します。特認校制度利用児童が南桑中学校へ進学する場合は、公共交通機関の利用も可能です。

・東別院小学校へ特認校制度を利用し通学している児童は、現在、東別院小学校の児童が進学する中学校（南桑中学校）及びお住まいの地域の中学校を選択できるが、『一旦出た学校の区域にある中学校には戻れない』と児童及び保護者から悲痛な思いを聞いている。特認校児童も南桑中学校へ通えるように別院地域とは別にバスを出すこと。又、特認校児童生徒に対しバスが出ず、保護者の送迎が難しい為、現住所地の中学校に行かざるを得なくなった場合、その生徒に対しての配慮もすること。

→令和3年度までに特認校制度を利用して入学した児童については、南桑中学校編入の決定前であったことも踏まえ、地元生徒や特認校制度利用により南桑中学校へ進学した生徒の保護者の皆様の協力を得ながら、生徒の安全、円滑な通学手段として、スクールバスの運行ルート等、できる限り柔軟な対応を考えてまいります。ただし、特認校制度を利用していた児童が南桑中学校に進学する場合は、別院中学校に進学していた場合と同様に、通常の指定校の変更と同じ扱いとなるため、指定校の変更により通学している他の生徒とのバランスも考慮する必要があると考えています。その上でどのような方法がとれるか考えてまいります。

・編入にあたり、制服（ジャージ等も含む）、学校用品の全額を教育委員会から支給すること。

→校章の入った学用品については、教育委員会で準備できるよう考えてまいります。

参考に東輝・詳徳中ブロックの学校区の見直しの時には、小学校の学用品のうち、ランリックの校章・通学帽・体操服・水泳帽・体育館シューズ・名札を準備しました。

・編入までにリモート授業の充実化。感染症・災害時に別院地域の生徒は授業が受けられない事がないよう、自宅にてタブレットで授業が受けられるようにすること。

→オンライン授業ができる環境は構築されていますが、wi-fi環境がない家庭についての対応を別院地域も含めて検討しているところです。

・児童生徒、保護者が窮屈な思いをせずスムーズに溶け込めるよう事前に説明会等を行うこと。

→今後、説明会の実施はもちろんのこと、児童生徒及び保護者の不安軽減に繋がるように学校間で交流等も計画しています。

・令和5年に南桑中学校へ編入する別院中学校の生徒及び、今後東別院小学校から進学する児童は、全員同じクラスにすること。いじめ等の問題が発生した際に、同じ小学校から来ている生徒が近くにいることで、早期発見につながる。

→令和5年の新入生について、南桑中学校へは、東別院小、西別院小、曾我部小、葎田野小、吉川小校区の児童と大井小校区の児童の約半分が進学をします。特に東別院、西別院、葎田野、吉川の4校は小規模校であり、配慮が必要であると考えています。現児童数の状況から、1学年で3ないし2学級の編成になることが考えられます。その際には、小規模校から進学した生徒が人間関係を築きやすいように、できるだけ小規模校の出身者を同じ学級にする等、配慮をしていきます。

・令和5年の編入生について、別院中学校からの編入生徒はできるだけ同じ学級にする等、配慮をしていきます。

・編入にあたり、児童生徒の心のケアはスクールカウンセラーの配置とされているが、編入して直ぐには相談ができる余裕はないと思われる為、スクールカウンセラー以外にも様々な方面からのケアをすること。

→スクールカウンセラー配置による相談・見守り体制に加えて、教員の配置については生徒が安心できるような人事配置を考えていきます。子どもの実態理解をした教員が、学校での学習・生活・心理面での様子をしっかりと把握し、変化があればすぐに対応できるようにしていきます。

また、生徒指導主任、学年主任、学級担任や副担任、養護教諭、加配教員、SC、SSW等、多くのスタッフが全員で編入後の生徒を見守り、変化をいち早くキャッチし、初期対応できる組織体制を構築していきます。

・PTAに関して、初年度及び数年は本部役員等も配慮すること。

→別院中学校PTAと南桑中学校PTAとで今後、協議していただきながら決めていただくこととなります。まずは、両校の協議の場を、教育委員会で設定していきます。

・編入先を南桑中学校のみではなく、個々の家庭の事情、条件に応じて他校への転入も考慮すること。

→家庭事情等、やむを得ない場合については、従来から指定校の変更を認めてきたところで、個別に御相談ください。

・毎年アンケートを行い、学校規模適正化で得られたメリット・デメリット・満足度・生徒及び保護者の意見・声を亀岡市ホームページ等に開示すること。

→学校規模適正化で学校区の見直しを行った地域の保護者等の意見や声を聞くことは大切であると考えているため、情報発信を含め方法については検討し、実施していきます。

・児童生徒に対しては、説明会や交流等、編入にあたり不安がないよう働きかけて頂き、編入後も心のケアをしっかりと取り組んで頂きたい。

保護者は編入に関して不安があり、これまでも反対をしてきましたが、強行突破のようなやり方で推し進められ、教育委員会に対して不信感を感じています。この問題に対して真剣に向き合い、管轄外だから答えられない等、地域別推進協議会で発言されたような無責任な対応はしないで頂きたい。編入により起きた事柄、問題点は教育委員会がすべて責任を持つことを書面にて誓約して頂きたい。

→編入に向けて、また編入後についても児童生徒及び保護者の不安が少しでも軽減できるようにしっかりと取り組んでまいります。

◎この要望書に対してしっかりとご検討を頂き、書面にて返答をお願い致します。尚、今後検討する等の返答は認めません。

→令和3年9月29日付け市長宛ての意見書に対する回答書及び本回答書については、令和3年11月開催の保護者説明会時点での回答になります。予算措置を伴う事項等については、現時点では「検討する・考える」との回答にならざるを得ないところです。予算が確定したしかるべき時機をみて状況を御報告する機会を設けたいと考えています。

令和3年10月25日付、西別院小・中保護者から教育長宛ての要望書に対する回答

<バスについて>

●登下校時のバスは、場所によってはスクールバスでは回れないバス停もあるので小型バス（ハイエース等）をお願いしたい。（大堂、大槻並方面）

→通学ルートで現在のスクールバスの運行が困難な場所もあることから、小型バスでの対応等を考えています。通学時間については1時間以内となるよう、運行バスの台数、通学ルートを考えてまいります。

●各クラブの練習時間、日程等異なってくる事に対し、保護者の送迎には限界があるのでその辺も含めて対応して欲しい。

→学期中の部活動については、部活動の参加の有無によって2段階下校のバス運行を考えています。夏休み等の長期休業期間中の部活動についても、可能な範囲でバスでの送迎を実施したいと考えています。朝練の対応については、参加人数や参加生徒の住所地によって定型的なバス運行が難しいと考えています。保護者の負担がないような方法を考えてまいります。

●どの部活に入部しても、平日（部活終了時間は他の子と同じ）また、土曜日、日曜日、延長クラブ等の練習にもしっかり対応出来るようにして欲しい。

→部活動の終了時間に合わせて、2段階下校ができるようバスの運行を考えています。土・日についてもスクールバスでの対応ができるよう考えてまいります。

●クラブ活動の延長等、校内活動に起因するスクールバス乗り遅れについては、バス臨時便等、学校側あるいは教育委員会負担により生徒を送り届けてほしい。

→まずは部活動や校内活動の延長等によるスクールバスの乗り遅れが生じないように、活動時間については徹底してまいります。ただし、校内活動等に起因する乗り遅れが生じた場合には、できる限り他の生徒に影響がない範囲で柔軟に対応してまいります。

●特認校出身の生徒も、市役所と南桑中学校間の送迎バスを出して欲しい。（毎日の自家用車での送迎は負担が大きい。安町からの自転車通学は自動車通行量の多い国道横断等が必要となり、危険が伴う。）

→令和3年度までに特認校制度を利用して入学した児童については、南桑中学校編入の決定前であったことも踏まえ、地元生徒や特認校制度利用により南桑中学校へ進学した生徒の保護者の皆様の協力を得ながら、生徒の安全、円滑な通学手段として、スクールバスの運行ルート等、できる限り柔軟な対応を考えてまいります。ただし、特認校制度を利用していた児童が南桑中学校に進学する場合は、別院中学校に進学していた場合と同様に、通常の指定校の変更と同じ扱いとなるため、指定校の変更により通学している他の生徒とのバランスも考慮する必要があると考えています。その上でどのような方法がとれるか考えてまいります。なお、公共交通機関の利用も可能です。

●路線バスの回数券を出すなどの工夫をして欲しい。

→別院地域の生徒についてはスクールバスによる通学となります。令和3年度までに特認校制度を利用して入学した児童については、前述のとおり、南桑中学校編入決定前であったことを踏まえて、安全、円滑な通学手段について、できる限り柔軟な対応を考えてまいります。ただし、指定校変更による通学については原則、保護者の負担、責任において通学させることが前提となっており、現在、指定校変更で南桑中学校へ通学している他の生徒とのバランスも考慮の上、考えてまいります。

<制服・体操服・防寒具・その他の用品>

●各学年、他の生徒さんと同じ環境（色・デザイン）で生活できる様に、すべて用意して欲しい。もちろん各家庭の負担無しで。

→校章の入った学用品については、教育委員会で準備していきます。

参考に東輝・詳徳中ブロックの学校区の見直しの時には、小学校の学用品のうち、ランリックの校章・通学帽・体操服・水泳帽・体育館シューズ・名札を準備しました。

●令和5年度に新たに転入する現在小6の児童が購入する制服備品等は、令和4年度別院中学校1年生から南桑中学校のものを使用できるようにして欲しい。現在、別院中学校1年生が、中学3年生より南桑中学校へ転入となるので現在使用中の別院中指定の備品は、そのまま使用できるようにして欲しい。（これが可能であるなら現在6年生の児童が購入する中学校の備品は、別院中学校のものでもよい。尚且つ南桑中学校でも卒業するまで使用できるようにして欲しい。）上記がどちらも難しく南桑中学校転入時に、新たに揃えないといけないのであれば助成、補助を希望する。

→令和4年度別院中学校1年生から南桑中学校のものを使用することについては問題ありません。

→別院中学校の学用品を南桑中学校で使用することについては問題ありません。

→先述のとおり、校章の入った学用品については、教育委員会で準備できるよう考えてまいります。参考に東輝・詳徳中ブロックの学校区の見直しの時には、小学校の学用品のうち、ランリックの校章・通学帽・体操服・水泳帽・体育館シューズ・名札を準備しました。

●制服、体操服、鞆等は校章が違うため、使用できなくなる物については別院中学校在校生に限り公費で支給して欲しい。

→先に回答したとおり、校章の入った学用品については、教育委員会で準備できるよう考えてまいります。

●別院中学校で使用している枚数分を交換してほしい。（一律ではなく）スラックス、スカート（夏・冬）も

→市教委で準備をする学用品は各1部ずつでお願いしたいと考えています。

→ブレザーやスラックス・スカート等は、両校共通となっています。なお、ブレザーのエンブレムとボタンについては、教育委員会で準備します。

●ユニホーム等の補償も考慮してほしい。

→公式戦用ユニフォームにつきましては、準備できるように考えてまいります。

<その他の意見>

●南桑中学校区の小学校（曾我部小学校等）との事前交流を行ってほしい。

→保護者等の御意見も聞きながら、小学校の交流事業についても検討します。

●西別院小学校出身の生徒は、同じクラスにして欲しい（子どもの意見を尊重）

→令和5年の新生入生について、南桑中学校へは、東別院小、西別院小、曾我部小、葎田野小、吉川小、大井小の学年約半分の児童から進学をします。特に東別院、西別院、葎田野、吉川の4校は小規模校であり、配慮が必要であると考えています。現児童数の状況から、1学年で3ないし2学級の編成になることが考えられます。その際には、小規模校から進学した生徒が人間関係を築きやすいように、できるだけ小規模校の出身者を同じ学級にする等、配慮をしていきます。

令和5年の編入生について、別院中学校からの編入生徒はできるだけ同じ学級にする等、配慮をしていきます。

●大きな環境変化に伴う不調を回避するため、南桑中学校入学後もメンタル面等を継続ウォッチしてもらいサポートを続けてほしい。

→スクールカウンセラー配置による相談・見守り体制に加えて、教員の配置については生徒が安心できるような人事配置を考えていきます。子どもの実態理解をした教員が、学校での学習・生活・心理面での様子をしっかりと把握し、変化があればすぐに対応できるようにしていきます。

また、生徒指導主任、学年主任、学級担任や副担任、養護教諭、加配教員、SC、SSW等、多くのスタッフが全員で編入後の子ども達を見守り、変化をいち早くキャッチし、初期対応できる組織体制を構築していきます。

●少人数から大人数にいきなりなるので中学校合併初年度については、別院中学校新3年生2人、新2年生3人はそれぞれ同じクラスにしてほしい。（2クラス以上ある場合）

→令和5年の編入生について、別院中学校からの編入生徒は同じ学級にする等、できるだけ配慮をしていきます。

●これ以上早くバスの時間になるのであれば、給食にして欲しい。

→学校給食の実施については、調査・研究の段階であり、すぐに実施できるものではありません。家庭での弁当づくりへの負担軽減策としては、デリバリー弁当を導入しており、そちらを御利用いただくようお願いします。

●別院中学校のテニスコートの許可を取って使用しているが、統合後も使用できるようにしてほしい。

→別院中学校の施設活用については、地域の方の御意見も聴きながら進めていきたいと考えています。

●別院中学校から何名かの先生が同時に異動されるという話も聞いているが、それは実現してほしい。生徒のメンタル面でのサポートの場をもうけ定期的にも行ってほしい。

→先述のとおり、教員の配置については生徒が安心できるような人事配置を考えていきます。また、スクールカウンセラー配置によるメンタル面でのサポート体制についても考えていきます。

●考えます。考慮します。と言ってもらっていたのに、いざ編入したら無理でした。というのはやめてほしい。

→予算を伴うものについては、議会の議決も必要であるため「考えます」等の表現になりますが、予算が確定したしかるべき時機をみて状況を御報告する機会を設けたいと考えています。

●家庭の状況などにより、子どもが犠牲になってしまう。保護者の負担が大きくなり支障が出てくるようなことはあってはならない。

→児童生徒が安心して学ぶことができるように、保護者負担の軽減に努めます。

●南桑中学校へ統合後も想定外の問題や課題について、事前要望の有無にかかわらず前向きに人道的な検討と対応をお願いします。

→編入に向けて、また編入後についても児童生徒及び保護者の不安が少しでも軽減できるようにしっかり取り組んでまいります。

●大堂、大槻並の通学路の整備をお願いします。

→通学路の整備については、整備必要箇所と整備内容を教えていただければ、各道路管理者と連携して実施してまいります。ただし、私道については、市で整備できるものではありませんので、所有者で実施いただくことになります。一部補助制度もございます。

●部活交流（別院中学校と南桑中学校で合併後に希望するクラブ）をしてほしい

→学校間交流にあわせて、部活動の交流も両校で実施に向けて検討されています。

●見通しが不明なので今回の要望対応のほかにも翌年度にも新たな要望が生じると考えられるので、協議・補償の機会をもってほしい。

→編入に向けての協議の場は、幾度となく必要であると考えています。

●本回答書については、令和3年11月開催の保護者説明会時点での回答になります。予算措置を伴う事項等については、現時点では「検討する・考える」との回答にならざるを得ないところです。予算が確定したしかるべき時機をみて状況を御報告する機会を設けたいと考えています。

## 亀岡市立小中学校の規模適正化に向けた歩み ＜育親中学校ブロック＞

- ▶H28.3 「亀岡市学校規模適正化基本方針」策定  
背景・基本的な考え方・今後の進め方・地域別の方向性など  
取組 短期(H28～30)・中期(~H33)・長期(H34～)
- ▶R01.08.28 西部4町自治会懇談会
  - ◇学校規模適正化における基本的な考え方及び今後の取組について
- ▶R02.01.14 「令和元年度第1回亀岡市学校規模適正化地域別推進協議会」
  - ◇東輝・詳徳中学校ブロックの取組について
  - ◇別院中学校ブロックの取組について
  - ◇育親中学校ブロックの取組について
  - ◇亀岡中学校ブロックの取組について
- ▶R02.07.07 西部4町自治会長と協議
- ▶R02.10.12 「令和2年度第1回育親中学校ブロック協議会」
  - ◇亀岡市学校規模適正化基本方針について
  - ◇育親中学校ブロックの児童生徒数について
  - ◇方針に基づく小中一貫教育制度について
- ▶R02.11.24 本梅小学校区「住民説明会」
- ▶R02.11.26 青野小学校区「住民説明会」
- ▶R02.11.27 畑野小学校区「住民説明会」
- ▶R03.04.18 西部4町「住民説明会」
- ▶R03.06.04 宮前町湯ノ花平・猪倉地区(青野小学校区)「保護者説明会」
- ▶R03.06.11 宮前町宮川区(青野小学校区)「保護者説明会」
- ▶R03.06.18 宮前町神前地区(青野小学校区)「保護者説明会」
- ▶R03.06.19 東本梅町(青野小学校区)「保護者説明会」
- ▶R03.08.17 青野小学校 PTA 本部役員より「青野小学校保護者の学校規模適正化についての意見」の提出
- ▶R03.11.25 西部4町自治会長から市長・教育長に要望書の提出
- ▶R03.12.20 「令和3年度第1回育親中学校ブロック協議会」

令和3年11月27日受理

(郵送)



令和3年11月16日

議長・議員各位 様

## ウイグルの人権問題に対し国に調査を求める意見書採択のお願い

特定非営利活動法人 日本ウイグル協会  
会長 于田 ケリム

拝啓 時下ますますご健勝のことと大慶に存じます。

突然のご連絡、大変失礼申し上げます。私ども日本ウイグル協会は、数百名の在日ウイグル人によって構成され、公正な選挙で理事を選出し、会長以下役員を選任している日本国内最大のウイグル人の団体です。また、海外ウイグル人の国際連帯組織である世界ウイグル会議の日本における公式の傘下団体です。

報道でもご存じかと思いますが、いま中国共産党政権は私たちの故郷東トルキスタン(新疆ウイグル自治区)でウイグル人らが無差別に収容し強制労働を強いる、女性に不妊手術を強制する、子供を親から強制的に引き離すなど、現代のこととは思えない人権侵害を犯しているとの専門家の報告が相次いでいます。私たち日本在住のウイグル人も、家族との連絡も取れず、故郷に帰ることもできない状態が続いております。親の安否が気になり危険を冒して一時帰国した在日ウイグル人女性が、帰国後に収容され、収容中に死亡した事例も報道されています。

数年間に及ぶ懸命な情報収集・分析、事実確認及び国際法との照合等を経て、世界各国の政府・議会が相次いでこれを国際法上犯罪となるジェノサイドと認定し、中国に責任を負わせる取り組みを進めています。今年に入ってから、アメリカ政府、カナダ議会、オランダ議会、イギリス議会、リトアニア議会、チェコ議会、ベルギー議会、ドイツ議会人権委員会等が相次いでジェノサイドや人道に対する罪と認定しました。ニュージーランド議会やイタリア議会も非難決議を採択しています。欧州ではまだいくつもの議会で同様の動きがあると報道されています。また、先進7カ国(G7)の中では、日本を除く各国が、限定的ではありますがウイグル問題で制裁に踏み切りました。残念ながら、日本はまだ国家としての正式な意思表示がされていない状況が続いています。

日本全国から既に40以上の地方議会がこの問題で意見書採択している状況です。国政においても国会決議の提出をしていただけるよう、何卒、貴議会のお力添えを賜りますよう心から要望いたします。

どうか、国外のことと看過せず、日本国においても“調査”および“抗議などの必要な処置”がとられるようにするため、地方自治法第99条に基づく意見書を提出していただけますようお願い申し上げます。

敬具

中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書（案）

新疆ウイグル自治区で、大規模な恣意的勾留、人権弾圧が中国当局によって行われていることを国際社会は深く憂慮している。国連の人種差別撤廃委員会は、平成30年(2018年)9月、中国に関する総括所見を公表し、多数のウイグル人やムスリム系住民が法的手続きなしに長期にわたって強制収容されて「再教育」が行われていることなどについて、「切実な懸念」を表明している。

令和2年(2020年)10月には国連総会第3委員会ドイツなど39カ国が、香港とウイグル自治区での人権侵害に重大な懸念を表明する共同声明を公表し、ウイグルとチベットでの人権尊重と調査、香港の事態の即時是正を求めている。本年2月3日には、ウイグル女性が報道機関に対し「新疆ウイグル自治区の収容施設に収容された際に組織的な性的暴行被害があった。」と証言した。2月5日、アントニー・ブリンケン米国務長官と中国の楊潔篪(ヤンチエチー)政治局員が電話対談を行った際に米国は「新疆ウイグル自治区、チベット自治区、香港における人権と民主的な価値観を米国は擁護し続ける」という趣旨を発言した。この発言は、ドナルド・トランプ前米国大統領政権時のポンペオ国務長官が「中国による新疆ウイグル自治区における少数民族ウイグル族らへの弾圧を国際法上の犯罪となるジェノサイド(民族大量虐殺)と認定する」という旨の発表の流れを継続する発言である。ドミニク・ラーブ英国外相も「中国西部の新疆ウイグル自治区でおぞましく、甚だしい人権侵害が起きている」として中国政府を厳しく非難し、オーストラリアのマリス・ペイン外相も「調査をするべきだ。」と発言しており、国や政党を超えて大きな人権問題として認識されている。

米上院は7月14日に輸入業者に対して、ウイグル産の輸入品が生産過程で強制労働と無関係であることを証明するよう義務付けるウイグル強制労働防止法を全会一致で可決させた。この法は企業側に説明責任を負わせる内容で、証明できない限りウイグル産の製品や原材料の輸入は禁じるというものである。日本の国内企業にとっても現実的な経営リスクとなっており、当市内外の中小企業にとっても死活問題となりかねない。本年10月には、国連総会での共同声明は日米欧など43カ国となっている。

これらの世界の状況があるにも関わらず、日本政府は「人権状況について懸念をもって注視している」という趣旨の発言に留まっており、人権問題について取り組んできた本市議会としては政府の対応は到底容認できるものではない。

よって本市議会は、直ちに日本政府として調査し、各種問題があった場合は、様々な手法を用いて厳重に抗議することを要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和 3年 〇月 〇〇日

〇 〇 〇 議 会

令和3年11月24日受理  
(郵送)

令和3年11月16日

議長・議員各位 様

ウイグル等の人権問題に対し国に調査を求める意見書採択のお願い

ウイグルを応援する全国地方議員の会 会長 丸山治章 (返子市議)  
幹事長 小坪慎也 (行橋市議)  
政調会長 笠間 昇 (綾瀬市議)  
総務会長 野田彰子 (東大阪市議)  
( <https://for-uyghur.jp/> )

私どもウイグルを応援する全国地方議員の会は、日本における世界ウイグル会議の公式窓口である日本ウイグル協会と連携して人権問題に取り組む地方議員組織です。この度、全国の地方議会において標記の意見書採択をお願いしたく文書をお送りした次第でございます。

日本ウイグル協会には数百人の在日ウイグル人が在籍しており、私たちは多くの被害実態を直接伺ってきました。にわかには信じがたい話もありましたが、外電を始め世界各国の政府の動き、国連での報告は、いま目の前にいる在日ウイグル人の証言を裏付けるものでありました。

一部の官僚は、“あるのか”もしくは“ないのか”、被害規模はどの程度か等の「事実認定」をしきりに口にしていると耳にいたしますが、故郷に残してきた家族と連絡が途絶している、涙ながらに訴える在日ウイグル人の全てが虚偽の報告をしているというのでしょうか。

在日ウイグル人からの生活相談を含む陳情対応を一手に引き受け、被害実態を訴える証言集会を5年前から主催し、同時に協会と共同で街頭活動・パネル展などの啓発活動も行いながら、全国各地に点在する在日ウイグル人の証言・被害実態を丹念に調査していったのは私たち地方議員です。今まさに地方からより一層の声を起こさなければなりません。

これまでの陳情対応において、“査証については外務省”、“帰化や送還は法務省”という形で複数の省庁を同時対応しなければならないケースのように、地方議員では対応しきれない案件については複数の国会議員事務所のサポートをいただきました。また、ウイグル・モンゴル・チベットの方は、我が国の行政機構上は“全て中国籍”として登録され、国の制度の瑕疵により地方行政も含め実態把握ができないという事態が対応をより困難にしております。驚くべきことに“中国人と誤認されて在日ウイグル人が強制送還”される可能性が否定できず、結果、命を落とす等の事態が発生した場合には、事務を所掌する基礎自治体の行政責任を問われかねない構造があると分かり、私たちは問題意識を持って地方から国に声を上げております。

この問題については、当会所属議員が一般質問で証明し、その議事録を論拠として査証を所掌する外務大臣を長らく務めていた岸田文雄先生に要望を行い、岸田先生の紹介により上川法務大臣(当時)に直訴することで、地方行政における問題としてご共有いただきました。

先の総裁選では当会の要望を汲み取られた岸田先生は公約にウイグルと明記され、勝利。また、当会幹事長は秋野公造公明参院国対委員長に協力要請を行い、公明党も衆院選の公約に明記した旨の連絡を直接受けております。このことは、自由民主党・公明党の両党がウイグル問題への対応を選挙公約に記載して衆院選を戦い、勝利したことを意味しております。

当会はこれまで陳情対応の過程で発覚した諸問題を踏まえ、複数の具体的な事例を政府に提出し、行政窓口の設置を強く要望してきました。衆院選を経て、省庁を横断する権能を有した“国際人権問題担当”の内閣総理大臣補佐官が新設されたことは報道の通りでございます。

国政政党の動きについては、かねてより自由民主党の議連としてウイグル国会議員連盟がございましたが、国会決議を目指し超党派に改組されております。国政においては国会決議について、立憲民主党・国民民主党を含む政党も原案支持の機関決定がなされております。つまり、本件については、所属政党に拠らず、純粋に人権問題として認識されつつあり、調査の機運が高まっているという状況でございます。

地方政治においては、特に政令市である北九州市において意見書が採択されたことを受け、当会は政令市議連に要望活動を行い、同議連からは文書が発出されております。那覇市議会での全会一致を皮切りに、都道府県議会では兵庫県議会での初の採択、続いて埼玉、山梨、栃木、奈良県議会と採択されております。政令市では、千葉市・広島市・堺市・仙台市が採択。令和3年(2021年)10月時点で、40以上の自治体で意見書が採択されており、公明党や共産党も賛同して全会一致となった事例も複数ございます。

我が国の政治家は、国会議員・都道府県議員・市区町村議員の如何を問わず広く連携すべきものとの考えから、ここに各地方議会の結集・結束を呼びかけるものです。

国際社会においては西側諸国を中心に複数の強力な声明が発せられ続けており、これを受け我が国の国政でも一気に取り上げられています。また、国連と同様の立て付けの、ウイグル民衆法廷が英国で開催されましたが、本年12月9日に裁定を公表予定となっております。

これら我が国の国政、世界の情勢を鑑みるに、我々地方議会が令和3年12月議会においてこそって声を強く示すことは極めて重要だと考えます。陳情として取り扱われますと長時間を要することもあるかと存じますが、議員提案として進めて頂く等、弾力的な対応をお願いいたします。おそれながら採択済みの意見書および、最新の情報を加味した意見書案を送付させていただきます。

日本国内にも多くの苦しむ方がいらっしゃいます。どうか国外のことと看過せず、日本国においても“調査”および“抗議などの必要な処置”をとって頂きますよう、地方自治法第99条に基づく意見書を提出して頂きますようお願い申し上げます。

#### (当会が把握している採択済み自治体議会一覧)

- 3月 (1) 沖縄県那覇市議会 (2) 兵庫県議会 (3) 東京都町田市議会
- 4月 (4) 沖縄県浦添市議会
- 6月 (5) 東京都中野区議会 (6) 福岡県北九州市議会 (7) 福岡県行橋市議会 (8) 愛知県東郷町議会  
(9) 埼玉県富士見市議会 (10) 千葉県千葉市議会 (11) 千葉県白井市議会  
(12) 埼玉県上尾市議会 (13) 埼玉県久喜市議会 (14) 沖縄県石垣市議会
- 7月 (15) 埼玉県議会 (16) 愛知県春日井市議会 (17) 山梨県議会  
(18) 大阪府和泉市議会 (19) 京都府城陽市議会
- 9月 (20) 茨城県常総市議会 (21) 福岡県八女市議会 (22) 神奈川県平塚市議会  
(23) 大阪府泉南市議会 (24) 福岡県小都市議会 (25) 山口県岩国市議会  
(26) 神奈川県寒川町議会 (27) 茨城県水戸市議会 (28) 広島県広島市議会  
(29) 神奈川県茅ヶ崎市議会 (30) 大阪府堺市議会 (31) 大阪府貝塚市議会  
(32) 大阪府熊取町議会 (33) 兵庫県加西市議会 (34) 石川県野々市市議会  
(35) 茨城県古河市議会 (36) 岐阜県中津川市議会
- 10月 (37) 栃木県議会 (38) 宮城県仙台市議会 (39) 奈良県議会 (40) 茨城県つくば市議会  
(41) 埼玉県朝霞市議会 (42) 長崎県南島原市議会

## 中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書（案）

新疆ウイグル自治区で、大規模な恣意的勾留、人権弾圧が中国当局によって行われていることを国際社会は深く憂慮している。国連の人種差別撤廃委員会は、平成30年(2018年)9月、中国に関する総括所見を発表し、多数のウイグル人やムスリム系住民が法的手続きなしに長期にわたって強制収容されて「再教育」が行われていることなどについて、「切実な懸念」を表明している。

令和2年(2020年)10月には国連総会第3委員会でもドイツなど39カ国が、香港とウイグル自治区での人権侵害に重大な懸念を表明する共同声明を発表し、ウイグルとチベットでの人権尊重と調査、香港の事態の即時是正を求めている。本年2月3日には、ウイグル女性が報道機関に対し「新疆ウイグル自治区の収容施設に収容された際に組織的な性的暴行被害があった。」と証言した。2月5日、アントニー・ブリンケン米 국무長官と中国の楊潔篪(ヤンチエチー)政治局員が電話対談を行った際に米国は「新疆ウイグル自治区、チベット自治区、香港における人権と民主的な価値観を米国は擁護し続ける」という趣旨を発言した。この発言は、ドナルド・トランプ前米国大統領政権時のポンペオ国务長官が「中国による新疆ウイグル自治区における少数民族ウイグル族らへの弾圧を国際法上の犯罪となるジェノサイド(民族大量虐殺)と認定する」という旨の発表の流れを継続する発言である。ドミニク・ラーブ英国外相も「中国西部の新疆ウイグル自治区でおぞましく、甚だしい人権侵害が起きている」として中国政府を厳しく非難し、オーストラリアのマリス・ペイン外相も「調査をするべきだ。」と発言しており、国や政党を超えて大きな人権問題として認識されている。

米上院は7月14日に輸入業者に対して、ウイグル産の輸入品が生産過程で強制労働と無関係であることを証明するよう義務付けるウイグル強制労働防止法を全会一致で可決させた。この法は企業側に説明責任を負わせる内容で、証明できない限りウイグル産の製品や原材料の輸入は禁じるというものである。日本の国内企業にとっても現実的な経営リスクとなっており、当市内外の中小企業にとっても死活問題となりかねない。本年10月には、国連総会での共同声明は日米欧など43カ国となっている。

これらの世界の状況があるにも関わらず、日本政府は「人権状況について懸念をもって注視している」という趣旨の発言に留まっており、人権問題について取り組んできた本市議会としては政府の対応は到底容認できるものではない。

よって本市議会は、直ちに日本政府として調査し、各種問題があった場合は、様々な手法を用いて厳重に抗議することを要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和 3年 〇月 〇〇日

〇 〇 〇 議 会